

午前 10 時 3 分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、15 番 堀口武視議員からは欠席の届け出が、12 番 真砂 満議員、16 番 重里 勉議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 8 番 巴里英一君、11 番 上野健二君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、3 番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3 番（小山広明君） 回り番でその日のトップに質問させていただくということで、おはようございます。

きょう朝早く、井原議員がきのう言っておられました男里川の河口に行き、長靴を履いて歩いてまいりました。ありがとうございました。無数に小さな穴がいっぱいあいた干潟をある意味で私は初めて意識を持って見させていただきまして、しかし、ほとんど人間の手が入れられてない、そのかわりビニール製品や石油製品のごみが散乱をしているものを目の当たりにしてまいりました。

一方、りんくうタウンにはテトラポッドが並び、余りにも大きな違いを見たわけでありませうけれども、鳥などはそういう人間の手が加えられてない、多少ごみで汚れておっても、そういうところに来るのかなという思いを持って見ておりました。鳥も 30 羽ほど海に快く泳いでおるのを見させていただきました。

80 歳ぐらいのおばちゃん、傘をさして海を眺めに来ておる人とお話もしてきました。本当に泉南市が自慢するところが、ああいう人間が余り手を加えておらないところが自慢にできるというのは、1 つの泉南市のこれからのあり方を示しておるのではないか、そんなことを、一方のテトラポ

ッドやマーブルビーチという形で、快い言葉ではありますけれども、台湾や中国からどういう経過であの浜辺に石が並べられたのかなということを感じるにつけ、私たちが今後やらなければならないことは何かということはある意味で考えさせられたわけであります。

さて、怖い事故のニュースも出ておりました、動力炉核燃料開発事業団の東海事業所の火災事故であります。設置申請時にはそのような火災事故は絶対ないということを断定しておったようではありますが、現にそのような事故が起こって、多くの方が被曝をしたわけであります。

私たちがこうして使っている電気が遠い福井県などにつくられ、あそこは大変危険な状態の中にあって、事故が一たん起こればその住民は外へ出ることができないという、そういう状況の中に私たちの生活が維持されておるわけであります。

そして、この近くの熊取町には、その原子燃料工業というのがあって、そこに原子力発電所の燃料を運んでおる実態があります。しかし、そのことはほとんど一般の住民に知らされておらない。工場に行っても核燃料をつくっている工場というのは、一見してほとんどわかりません。最近、住民たちの抗議や声によって、やっと小さなこれぐらいの看板を立てた程度であります。そういう危険な状態にある私たちであります、そのようなことも含めて、私たちの今の社会を、本当に子供たちに自信を持ってつくる社会を今築いていかなければならないことを痛切に感じたわけであります。

さて、元議長、2市議が計400万円ということで、関西新空港の反対派への工作かということで新聞に2月25日に報じられた問題で、当事者は金の受け渡しを認めました。市長は本当であれば残念であると言ったわけではありますが、市長は確かに出席しておらなかったにしても、代表者会議という公の場、しかもマスコミがすべて入った中で、堀口議員はお金を渡したことを認めました。また、議長の山内さんは金をもらったことを認めておるわけでありますから、もう少し市長からは明確なそのことに対してのお答えがあつてしかるべきではないかと思ひますし、そのことは市民も大変気にしておることではないかと思ひます。堀口さんといひ山内さんといひば、市長をここに生み出した大きな力を持たれた方でありますから、市長もそのことと全く無関係と言つて済む問題ではないと思ひます。

また、ちょうどこのお金が受け渡されたのが、市長の当選祝いを泉佐野市の峯楽という料亭で行った明くる日ということも、空港対策特別委員会の中で証言されておるわけでありますから、こういうことも市民にも多く伝わっておるわけでありますので、市長も明確にこのことについてはみずから説明をする責任が私はあると思います。市長、もし答えられたら答えていただきたいと思います。

私は、堀口議員に対しては議員を辞職していただきたい、そのことを求めたいと思います。山内議員がここにおらないので残念でありますけれども、山内議員に対しては、私はその中身が少し違うと思います。いわゆる議員の意思をお金を配る形で自分の理解を求めていくというやり方は、民主主義にとっては敵対する行為ではないでしょうか。そういう意味で堀口議員が、お世話になったからとか、これからよろしく頼むという形で200万円というお金を議員に渡すという行為は、ある意味で議員に対して大変失礼な、人格を否定する行為であります。それに対して山内議員の場合には、確かに人間の一番弱いところ、お金を渡すと言われれば、やはりだれでもお金が欲しいわけでありますから、この金は迷惑になる金でないだろうなど言ってもらったあたりは、ある意味で山内さんらしいベテランの、戦前を生きてきた方たちのやはり1つの人間関係のものを理解しなければならぬ部分もあります。

しかし、そういうことがいいわけではなしに、選挙などもやはりお金が多くかかるという中で選挙も行われておるわけでありますし、ひとつ私に1票入れてやという形で全くお金や物が配られておらないと感じておる方はいらっしゃらないわけでありますから、そういう点ではそういう現実が動いている世の中において、山内氏がそういうお金を受け取ったのは、堀口氏がお金を配ったこととは同列に私は並べることはできないと思うわけであります。

やはり一番問題にしなければならないのは、堀口議員の議員に対する対処の仕方であります。それは当然彼の選挙に対する考え方や、また市長を応援する考え方の中にも、私はそういうものが普遍的なものとしてあると理解せざるを得ないわけであります。そういう点で堀口議員の行為については、市長選に出るための奥さんがためた金の一部だというようなことで私は納得することはできませんし、私たちは大体1,000万までもお金を

もらっておらないわけでありまして。ほかの議員だれでも、有力議員といっただって報酬がたくさんあるわけじゃないわけですから、そういう方がその年収の半分のお金を配るというのは、私は納得できないわけでありまして。

そういう点で、堀口さんの議員に対する態度については、私は、我々全議員がそういう対応の仕方については、強い批判と怒りをもって対処しなければならないと思いますし、特に堀口さんと同じ会派を組む皆さんにおいては、みずから会派の責任も含めて市民の前に明確にさせていただかなければならない責任があると思いますが、そういう方たちが、堀口さんがお金を持ってきたときに即座に返し、事務局を通して返したということをする人たちも認めておりながら、9カ月目に返したのは、山内氏が3年持っておって返したのと同じだという理由で、堀口氏が総務常任委員長をやめたのだから、島原氏も空港対策特別委員長をやめるべきだというのを、委員会への申し入れじゃなしに議長に対して申し入れたことも問題であります。

現に、空港対策特別委員会が開かれたそのときに、正式にそのような意思表示もされなかったことは、単にそのことは堀口氏のこの重大な問題を、みそもくそも一緒という表現はいいか悪いかわかりませんが、同じように見えても全く質が違うという意味で、全く違う質を持ったものであります。

まず、しなければならないのは、堀口議員がなぜ議員に200万円というお金を配ったのか。そして、そのお金の出どころは一体本当にどこなのか。そして、その状況は3月議会に、地元を無視する空港に対して、これ以上地元を無視すれば全体構想に反対するという当然の思いを議会の決議という場で行ったわけでありまして。これは市民の思いでもありましょう。扇風機の裏側という形でこの状態が語られておりますし、もう今はお亡くなりになった平島市長も、だまされたというのをこの壇上で言ったぐらい関西新空港の問題は約束したことを全く守っておらないということも言えるわけでありまして、それが3月議会の決議にあらわれたわけでありまして。

そのときの議長は、堀口議長でありました。そして、わずか3カ月たって、6月議会ではその決議を白紙撤回したわけでありまして。その間に400万円というお金を3月議会で反対決議に賛成した議員に配り、そして6月議会ではその議員は違う行動を行ったわけでありまして。なぜこのような危ない時期、疑われる時期にこのお金を配ったのかは疑問であります。本

当に両先輩にお世話になって、お礼の気持ちであれば、やはりその人たちが本当に疑われない時期を選んでするべきではないでしょうか。

そして、今回の事件の重要なのは、島原議員が即座に返し、事務局を通して返したということがない限り、私はこの事件は表に出なかつたらうと思います。そういう点で、私はこの問題を、一つ一つが違う問題を持ち、問題がないというのではなしに、一緒にして論ずることはできない。そういうことで、この問題を議会人として、やはり泉南市議会に課せられた大きな汚点として、徹底的にみんなが解明していく必要があると思います。その意味でも私は、堀口議員には辞職を強く求めたいと思います。

さて、もう1つ触れておかなければならないのは、昨日島原議員の一般質問が行われる前に与党議員の多くがこの議場を退席されました。私は、採決のときに退席するというのは、それはそれで政治的な1つの行動であらうと思いますが、審議そのものを出るというのは問題であります。ほかの議員がどういう考え方をしてるかを聞いて、そして議会の判断、決議にその意思をあらわしていく必要があります。自分と違う意見を聞かないというのでは、民主主義も議会もありませんし、議員は議会で議論するために出てきて、そのために多くの報酬をいただいております。月50万、そして隠れたものとしては共済組合費が1割出るわけでありますから、実質的には55万程度毎月いただいております。ボーナスは5.2カ月、325万円いただいております。

年にすればどれだけこの本会議場で議論しとるでしょうか。1カ月もしておらないわけであります。その重要な議会に、一番大事な一般質問のときに意図的に議場を退席するというのは、議会に対する失礼なあり方ではないでしょうか。反省を深く求めておきたいと思ひますし、その後においても議場の退席が目立ち過ぎます。今、泉南市議会がどれほど注目されておるか、そしてそのことにどれだけ議員各位が取り組んでおるのかを見られているときに、わかっておってそのような行動をするのは、確信犯以外の何物でもありません。それだけに覚悟があるのでしょうかから、その人たちも含めてみずから市民の前にそのことを表明していただきたい。それを求めます。

さて、この本会議に入るまでに用意しておいた質問に入っておりますが、この問題も起こって、私は街頭に出ていろんな報告をしておるわけで

ありますが、岡田浦で報告をしておりましたら10人ぐらいの子供たちがおられて、その前で話さざるを得ない状態になりまして、ちょっと照れたわけではありますが、お話をしてまいりました。

そのときに子供たちが、自然は絶対つぶさないでおいてほしい、おっちゃん絶対言うてや、という子供たちからのメッセージをいただいたので、よし、本会議の冒頭にこれ言うよということをおきました。子供たちがなぜ自然をつぶさないでおいてほしいということをするのでしょうか。やはり将来に子供たちが大きな不安を持っておる証拠だと私は思います。この子供の感性に私たち大人が本当にこたえていかなければ、私は子供たちにとっても大きな責任があると思うわけでありまして。

この子供たちに、市長が自然と緑と水あふれる創造都市と言われる市長の具体的なお答えを子供に向かって発していただきたい。私はそのことを必ずこの子供たちにお伝えをさせていただきます。一人一人が泉南市をこれから担う人たちであります。

次に、憲法施行から50年、平和を基調とし、武力をもつての平和は普通の人々に特に多大な被害を及ぼしました。50年たった今もそのことに大きく影響されたものがあります。3月9日、ABC委員会の企画で、日本が朝鮮、韓国を日本としたことで、戦前、戦後にわたってその人たちの日本での生き方を通して、日本人の姿を描き出す芝居がありました。開催に先立ち主催者の方が、今展示会が行われているミレーの絵を紹介されて、そこに描かれている人は異邦人であると言われました。収穫で全部刈り取るな、落ち穂を残しておくよという言葉が、3,000年以上も前に書かれたことが紹介されました。今、私たちは朝鮮や韓国の人たちに対してこのことを考えると、恥ずかしい気持ちになります。

そのようなことを教えないのは、何か私は意図的なものを日本の歴史教育に感じざるを得ません。この日は3割も入っていたでしょうか。それは、この社会をまた映し出しておる1つの姿であると思います。

次に、飛行経路の問題についてお伺いをいたします。

コンター図、いわゆる飛行経路の図を見てもわかるように、海上に限定されることは明らかであります。それが今、海上だけでは当初予定の16万回が飛べない、12万回から13万回だから御理解を願いたいということで、議会としても二、三説明を受けました。また、大阪府においても専

門家会議などがこのことを受けて、私も出席をして傍聴させていただきました。

難しいことは我々にはわかりません。国という機関がすべてを投入して検討しておるわけでありますから、素人の私たちが技術的なことにくちばしを入れても論破されてしまいますから、私はやはりこれは素朴な住民に対して約束をした、公害がないんだ、それは海上だけしか飛ばないからと言ったこの素朴なことに私たち政治家はこたえ、そのことを実現していく必要があると思います。

そういう点で、細かい技術的なことは、市長といえども政治家でありますから、そうわからないと思います。だけど、そういう市民に対して約束した素朴な約束、それはやはり守っていくということが政治信頼の原点でありますので、市長はその点について、かなりそういうことには大丈夫かなという印象を持って今聞いとるわけでありますけれども、本当に市民が絶対に私たちのこの陸の上は飛ばないんだと、そういうようなことが安心できる答弁をぜひお願いをしたいと思います。

次に、まちづくりについてお伺いをしますが、当然自然を生かしたまちづくりこそ我が市が目指すべき方向だと思います。これは、我が市というよりも地球規模の課題でもあります。四六時中生産してやまない自然、冒頭でも言いましたように、子供の心の中心部分にも映っている自然の力は、自然が物を言わないだけに余りにも粗末に扱ってきた答えが、1つはバブルの崩壊でありましょう。つぶれることさえ許されない国や我が市の予算の11.8%、21億3,000万円を借金返しに充てなければならない救いがたい状況が、我々の地方自治体の財政状況であります。

自然に対してごめんなさいと言うことが、私は未来の子供たちに対する1つの姿勢でないかと思います。これはだれかがやらなければなりません。それがこの泉南市であって悪いわけではありません。具体的には市民から選ばれた向井通彦さんがその気になれば、世界の流れが変わるのです。そんな希望のあることができるいすにあなたは今座っています。さあ、この壇上で、今の今まであなたが思わなかった、しかし今言える希望の言葉をお話しをいただきたいと思います。ドキドキしながらあなたの言葉を私は自席で待っていたと思いますし、このことは子供たちも待っているはずであります。

今、私たちが生活しているこのいろんな施設は、遠い遠い昔の人が築いたものを工夫をしながら生かし、自分の体の一部のように使っている小さな路地、小川であります。圧倒的に多くの人たちがそんなまちで暮らしておられます。そんなところに心の通う行政が必要ではないでしょうか。市長のお考えを聞きたいと思いますが、市長も身近な都市施設といいますか、生活施設に重点を置きたいというようなことも言うておられますので、予算の面でもこの辺をきちっと反映をしていただきたいと思います。

私が初めて選挙に出たのは32歳のときでありました。ここにおられる稲留さんと初めて市長選挙を行ったわけでありました。そのとき私は、森の中にある市役所をつくりたいという公約といいますか、希望を皆さんに訴えて選挙をさせていただきました。そこには鳥が飛んで来る、木の周りには、リスとはいきませんが、小さな生き物が動き回る。子供たちが遊びに来る。年老いた人が木陰のベンチに座ってぼんやりしている。市役所が森の中にと考えただけで、私はイメージが膨らんでくるわけでありました。

市長は、この市役所の周りを見ても余り高い木がないので、車ばかりがある市役所に囲まれておりますと、議論も殺風景になってまいりますので、ぜひやはり自分の背丈よりもはるかに高い木を植えて、夏になればその木陰に涼みに来る、そんな市役所を私はつくりたいと思っておるわけですが、私ができるわけではありませんので、そういうイメージから市長はこの市役所の周りの空間をどういうふうにお考えか、ひとつ自由にお話をいただきたいと思います。

次に、生活排水、これはほかの議員も言われましたが、本当にし尿よりも生活雑排水の方が河川を汚しておるわけでありました。男里川の河口が大変すばらしいということと言われましたが、私も2月9日の川歩きは、金熊寺から楠畑の入り口まで歩きました。初めて歩いた川でありますけれども、本当に川らしい川でした。私、きれいだなあと思って、きれいだなと言ったら、上から野道をおじさんがおりてきまして、白菜とかキャベツとかネギとか入っておる昔ながらの竹かごを提げておりてこられて、「きれいですな」と言ったら、「何を言うてんねん。ちょっと来い」というようなことで、川のそばまで連れていかれました。

おじさんが言うのには、昔と今はほとんど人口が変わっていない。しかし、川はすごく汚くなった。これ見てみいと。僕も気がつかなかったんで

すが、石の上にコケというんか藻というんですか、いっぱいくっついてるんですね。これは昔なかったと言うんですね。そして、やはり御存じのように、ビニール製品とか発泡スチロールとかペットボトルとか、そういうものが散乱している。川の水がかさが上がったときには、ちょうど木の上にビニールがいっぱい引っかかるとるんですね。そういうようなことを目の当たりにさせていただきました。

やはり下から浄化槽、污水处理をやっておるわけでありましてけれども、市長もお聞きになったと思うんですが、信達公民館で市長の懇談会があったときにある人が、何で下からやるんや、上から水は汚れるんだろと言われて、なるほどなど。僕は知らなかったんですが、なるほど上からきれいにすべきではないか。そういうことで小型合併処理浄化槽はどこからでもできて、自分の家から流すときにはきれいな水として出るわけでありましてから、これほど自然にマッチングした処理方法はないわけでありまして。

現在のように、流す人は全く無責任に何でも流す、そしてどう処理しておるか知らないけども、何か処理しとる。その結果が、大阪の中之島なんか歩いても決してきれいな水じゃないですね。あこは、ほとんど整備されておってあれですから。我々はもう一度、自然豊かなところにおける排水処理については一考を要すると思いますし、日本並列的に泉南市の場合には下水処理をやっておりますから、ぜひお金の面からいっても負けないぐらい小型合併処理浄化槽への力も入れていただきたい。

そのために私は1つ提案であります、これからの浄化槽の設置については、単独浄化槽は禁止する、合併処理浄化槽を義務化するべきではないでしょうか。他の市町村でもそのようなことをやるところはあるわけでありましてから、これはお金の面からいってもさほど高負担になるわけではないわけでありまして、ぜひ義務化をやっていただきたいと思います。

さて、市営住宅の払い下げの問題でありますけれども、これは今まで十分議論をしましてまいりました。市の不手際で13団地のうち3団地が残されてまいりました。その理由は、市の管理のずさんといえども市もカチンと来るもかもわかりませんが、いわゆる二重地番とか、せっかく土地は買ったのに前の旧の名義のままであったと。それが余りにも長期間であるために、相続人が無数にあって、ある意味で強権的に職権で名義を泉南市に変えることまでせざるを得なくなったわけでありまして。だから、本来であれば、

本当の権利者は知らない間に泉南市のものになっておるといことも十分考えられるわけであります。十分確認できないわけでありますから。

そして、二重地番に至っては、処理がちゃんとされておるにもかかわらず、昨年6月までこの本会議の中でされてないということをも前提に議論させられてまいりました。我々議会の中にも、議会人としても調べなかったこと責任はあるわけでありますけれども、やはり我々はどうしても行政はうそをつかないものだという前提で議論してまいりますから、そういうことになってしまうわけでありますが、今後はやはり行政もうそをつくかもわからんというようなことで議論しないと、私たち議会人としても大きな責任が来る問題であります。

そういう二重地番の問題、当然その二重地番が解消しておったときには、その当時の市長は明確に払い下げを政策としておりました。市長の政策がそうでありますから、すべての職員も払い下げるといことで動いております。その期間が、確実に言えるのは4年間の浅羽市政、そしてその後の稲留市政12年間、これは明確に払い下げを前提に行政執行してきたわけであります。だから、市営住宅では絶対に許可されないとばこ店の許可問題も、市長が証明する形でたばこ店の許可もおりております。そういうように疑いなく払い下げるといことで、この3団地の住宅は進んできたわけであります。

そういう中で、当然払い下げを前提にして進めておったときに、もう既に通達が出ておるわけでありますが、今後3大都市圏における公営住宅は、原則として建てかえをするようにい通達が出ております。きのう市長は法律が変わったといっておりますが、通達であります。基本的な法律は変わっておりません。訂正があれば、また後で市長にしていただければ結構ですが。

つまり、通達が法律を超えておるといいますか、それが実態でありましようけども、そういう形で通達によってその後の平島市政は、住民と一度はお話し合いをして、市としては何とか通達どおり建てかえをしたいんだいことを漏らしたような雰囲気であります。それに対して当然住民は納得しないわけでありますから、じゃ、そのことについてこれから話し合いをしていこうといったまま、一度もその後話し合いをしないまま平島市政の末期にマスタープランがいきなり出てまいりました。私も議員に

なりたてでありましたから、この経過は全く知りませんでした。そして、当然公営住宅が建てかえになれば、戸数もふえて市民もそのことで利益を得るということで、私も賛成をしていたわけであります。

しかし、その後そのマスタープランというのを市民に報告をした中で、いや、これは実は払い下げをずっと約束をして我々は待ってきたんだということをつぶさに聞いてまいりますと、本当にこんなひどいことがあるのかなというような状況でありました。つまり、市が明確に払い下げをするということを何回も公約し、二重地番を整理するまで待つてほしいということ再三言って待たしてきた。きのうの答弁の中でも長い期間が過ぎてといいます、長い期間を過ぎさせたのは市の責任であります。

そして、マスタープランが議会で可決したことで、これはわずか国の補助金500万、市が500万出して、1,000万で調査をしたわけですが、恐らくこの調査に当たっても、この本会議場でそのような払い下げの約束をしてあったことは知らなかったと、この行政の担当責任者は言ったわけですね。それも市長のおられるところですから、市長も認めたことでもありますけれども。つまり、こういう委託事業、どこかに調査を依頼してやるということの1つの弊害であつたらうと思います。

そして、国の政策として公営住宅の建てかえが1つの重点政策になって、そのことに応募したようでありますね。応募してそれを受けたと。だから、市がみずから公営住宅を建てかえしたいという発想ではなしに、いろいろ国の政策としてこういう政策がある、これを申請してくださいとか、いろんなことをやって大阪府がここを指定したというんですね。指定したときに、ちょっとこれは実は払い下げを約束した問題があるのでということ言っとけば、大阪府も指定するわけですから、10ぐらい候補地があれば3つか4つするわけでしょうから、しなかつたらうと思うんですが、大阪府は泉南市のこの市営住宅を指定された。そして、これが進んだわけですね。

私は、これまでの本会議でも言ったように、やはり議会に説明するときには一番重要なポイントは説明してもらわないと、我々議員というのは判断できないわけでありますから、そういう点ではこの市営住宅の建てかえについて一番ネックになるのは、行政が先ほども言ったような16年間払い下げをするということで行ってきた現実があるということの説明しない

まま議会に判断を求めたその行為は、議会に対するやはり説明不足ではないかと私は思います。議員はそこまで調べてやらないけない責任もありますけれども、やはり説明の中に重要な説明事項を欠いた説明は、それは説明ではない、私はそのように思います。

そういうことで、一概に公営住宅だから払い下げはおかしいという一般論で論じられない問題がここにあるということを、市民の皆さんにも議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思うわけであります。

その上で、きのうの市長の答弁の中でも、引き継ぎの問題がありました。まあそら引き継ぎというのは、ある、ないじゃなしに、やはり本会議で議論したことは議事録に残り、後の人が今までの行政の流れをどうあるかということをしきりと確認をしながら進めていくわけでありますから、明確に議事録の中にも3団地については必ず払い下げをいたしますということがあるわけでありますから、引き継ぎの問題以上の大きな問題であります。引き継ぎというのは我々市民なり議会にわからないわけでありますから。

そういう点で明確に言えるのは、稲留さんから平島さんにかわったときの問題でありましょう。そこの問題を検討せずに、私は平島市政から引き継いだのだから何が悪い——そこまでは言いませんが、引き継いだのだからということで済む問題ではないはずであります。どこかにその間違いがあれば、間違いの時点まで帰って修正するというのが、議論の当然の帰結であります。そういう点で、私は個人稲留さんという問題ではなしに、市民から選ばれた市長という立場で約束した市民への約束は、これは守らなければ混乱をして仕方がありません。

しかも、重大なのは、この払い下げを明確に方針としておった稲留市政のときに、トップの稲留市政に二重地番の整理ができておらなかったことが報告されなかったといいますか、その市長が知らなかったという問題であります。書類を見てまいりますと、その書類を起案したのは現在の上林助役であります。当然市長の判も右に押してあります。だから、市長が知っているはずでありますけれども、市長が明確に払い下げを判断しておるわけでありますから、その担当部長は当然その二重地番の整理ができれば、その業務を進めるというのが当たり前ではないでしょうか。

そういうようなことがない限り、私は市民が市長を選んで、その市長に一番肝心なことが隠され、またその方針どおり動かない行政があるとした

ら、こんなゆゆしきことはありません。ひょっとしたら行政出身の市長に対しての扱いと、民間から選ばれた市長への扱いとが、もし違うというようなことがあれば、これは市民にとっては大変ゆゆしき状態であります。だれが市長に選ばれても、市長のもとに全体の奉仕者として動くというのが、職員の本分であるはずであります。

そういう点も含めて、なぜ昨年6月までその事実が公にできなかったのか。これは何も稲留市政時代だけのことではありません。その後の平島市政においても、向井市政にあっても、二重地番はまだ整理できないという前提でこの議会で議論し、そのことが訂正されなかったわけであります。そういう点で、この問題は単に住宅問題だけではなく、重要な情報が市長に報告されないという泉南市役所の組織体制を根本から改めていかないと、今後このような問題が起こりかねないと思いますので、その辺も含めて御答弁をいただきたいと思います。

次に、人権についてお伺いいたします。

新家東小学校で3年前に男の先生が女の先生に暴言を吐いて、そのことは一たん和解をしたようであります。そのとき校長先生も、その男性側の先生も、自分たちのこれからを見てほしいということで、被害を受けた女性教員も納得をして、その後見守ってきたようであります。しかし、その後事あるごとにそのことが原因でいろいろぎくしゃくして、なかなかスムーズにいかない。

そういうことで、当初は当人同士がいろいろ努力をして解決に向かっていったようではありますが、何分男性職員は、ある意味で多くの先生や父兄という大きな背景があって、こういう差別問題というのは、やはり力の圧倒的にある者と力のない者の関係の中で起こることが多いわけでありまして、こういう男の先生の暴言も、小学校における男の先生がおらなければ行事運営ができないという、その実態に私は問題があると思うわけではありますが、女性の先生が大変多い中で、女性の先生だけで運動会でも行事ができるというようなことを見直していかないと、ある意味で学校でも男社会——我々の社会もそうなんです、お父さんがおらないと家がうまくいかないというのは我々の家庭でもあるんですが、本当にもう一度、女性、男性ということを考えたときに、女性だけでもできる行事なり運営、あり方というのを私は考える必要があると思います。

そういう点で、この問題は何も単に当事者間の問題を糊塗するわけではありません。こういう問題が起こる背景をどう考えていらっしゃるのか。そして、これは今なお解決しておらずに大変ぎくしゃくしておるようですので、教育委員会としてもやはり一定このことにきちっと対応していただかなければならないと思います。また、市長もその立場において一定のかかわりが必要でありますので、決算委員会でもこのことを指摘さしていただきまして、その時点では市長は知らなかったと言っておるわけありますので、その後聞いてみるということでありましたので、このことについての認識をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、行政改革についてお聞かせをいただきたいと思いますが、経常経費を10%減らす目標というのは、ある意味でわかりやすい数字でございますけれども、一体どういう理念でこの改革をしようとしておるのか。当然今までの行政の歩み方が、総括といいますか、ひとつまとめてどこが間違っておるのかということをはっきりと明らかにして、そしてこれからの新しい行革については、どういう理念を中心にしてやるのかということが見えてこないんですね、私もきのう大分読んでいたんですが。総花的にどこもかしこも減らしていこうかということですから、それは今までも当然しなければならぬことを改めて言葉で書いただけですので、一体何をこの行政改革で変えようとしとるのか、それはどういう考えに基づいたのかということをごまかして市長に答弁いただきたい。いろんなことは結構ですから、どういう理念で行革をしようとしとるのか、そんなことをお答えをいただきたいと思います。

問題は少ないんですが、大変長い演壇からの質問になりましたけれども、ひとつ的確にお答えいただいて、自席からもう少し内容を深めてまいりたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員さんの御質問の中で、私の方で幾つかお答えをさせていただき、その他については担当部局よりお答えを申し上げます。

まず、先日新聞報道にありましたような議員間での金銭授受の問題についてでございますけれども、これは代表質問でもお答えをさせていただきましたように、そういうことが事実であるということであれば非常に残念な

ことであるというふうに思っております。また、現在司直の方でもお調べ中とも聞いておりますので、いずれそれらについて明らかになっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、きのうの井原議員さんの一般質問を受けて、早速けさ干潟をごらんになられたという、非常に機敏な行動であるというふうに思っております。うれしく思っているところでございます。御承知のように150種余りの渡り鳥といえますか、そういう鳥類の生息が確認されております。日々、例えば大雨なんか降りますと、当然形が変わっていくわけなんですけれども、これはやはり自然のまま、人工的に手を加えないでそのまま置いておくべきだということに思っております。

ただ、ごみとか、そういう人的な行為によって大変汚染されてるということがあれば、それはやはりある程度きちっと清掃なりしていかなければいけないと思いますし、また現在地元の市民グループの中でもこれらの干潟の保存をしていただいている方々もおられますので、清掃活動もやっていただいております。ですから、そういう方々の御好意も十分受けながら、この大切な干潟というものをやはり後々まで残していく必要があるということに思っております。

それから、11日に発生しました動燃——動力炉核燃料開発事業団におきます爆発事故でございますけれども、これは核燃料を処理する中でアスファルトと一緒に固形化するという作業の中で発生したものでございますけれども、こういう事故が起こらないという非常に自信に満ちたPRビデオなんか動燃の方でつくられておられたようでございますけれども、結果として思わぬところでこういう事故が起こったということで、大変な問題だということに思っております。

また、それらの後の対応が、特に政府等への報告も非常におくれたという、いわゆる危機管理が一方では問われているわけでございます。この点はやはりもっと迅速な対応が必要ではなかったかと。これは、阪神・淡路大震災でもそうございましたし、先般の「ナホトカ号」の重油流出においても、やはりその対応のおくれというものが指摘されているわけでございます。

振り返って、我が泉南市を見た場合も、やはりそういう危機管理体制を充実する必要があるということで、毎年1月17日にそういう訓練も行っ

てるところでございますが、さらにこれらを十分検証した中で、さらなる徹底なり、あるいは心構え、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、憲法50周年に当たってのことでございますけども、日本国憲法、いわゆる平和憲法の果たしてきた役割というものは、私たちに平和のとうとさと主権在民の意識を向上させ、平和憲法として広く国民の間に定着してきたものというふうに思っております。最近、憲法を改正してはどうかといういろんな考え方もあるようでございます。議論をするというのは、50年を経過した中ではタブー視するものではないというふうに思いますけれども、私といたしましては、この平和憲法を守っていくという考え方に立っているところでございますので、その点だけ御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、関西国際空港の飛行経路の問題でございますけども、運輸省の方から私たち関空協のメンバーにも昨年説明があったわけでございますが、これは飛行ルートということではなくて、開港した関西国際空港としての課題なり問題点について聞いてほしいと、こういうことございました。その中で、当初16万回まで海上ルートで大丈夫だと言っておったのが、12万回あるいは13万回でその限界に達するということがわかったという御説明でございました。

しかし、私もその関空協で質問いたしましたのは、そういうことがなぜ当初にわからなかったのかということをお願いしたわけでございますが、運輸省の方は、その時点ではそういう科学的なシミュレーションの手法が十分確立されておらなかって、机上でいろんなケースを考えた中で16万回まで可能という判断をしたと。しかし、それは今日になって翻ってみれば不十分であったと、不明をわびるという謝罪があったわけでございますけども、私が申し上げたのは、それは当時として手法はそうであっても、なぜ16万回というのが12万回なのかということをもっとわかりやすく科学的に、あるいは分析をして答えてもらわないと、12万回で限界だということ自体の理解がないと、じゃあどうするんだというところまでは入れませんよということをお願いしているわけでございます。

その後、大阪府の方でも、あるいは国の方でも、科学者を中心にこの問題を検証する検討委員会ができておりますので、その中でいろんな質問な

りやりとりをやってる最中でございます。まだ、その具体の結論というところまでは至っておりません。

その中で、私といたしましては、当初の基本的な考え方であります昭和56年5月に示されました空港計画案に示されておりますいわゆる3点セットにおける飛行経路の遵守ということを中心に、今後とも対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、岡田浦の子供さんといろいろお話しされた中で、子供たちは自然を大切にしてほしいというお話があったということでございます。私も、子供たちのそういう発言があったということをお聞きをいたしまして、大変うれしく思ったところでございます。ともすれば子供というのは、いろいろ開発といいますか、宇宙にしてもあるいは山にしても、どちらかという夢という部分の中で開発志向もあるのではないかというふうに思っていたわけでございますけれども、お聞きになられた子供さんたちは、そういうことよりも自然を大切にしてほしいということであったということでございますから、それは大変なかなか立派な子供さんだなあというふうに思いました。

私も、もとよりこの泉南市に住居を構えるに至った経緯というのは、豊かな自然、そして海があり、そして川があり、平野があり、そして山間部があるという、日本列島にあるすべてのものがこの泉南市にはあるということが大変気に入らして、大阪市内から移転してきたわけでございます。したがって、それらの理念というのは、やはり私の理念としては持ち続けたいというふうに思っているところでございます。

したがって、私のキャッチフレーズも、水・緑・夢——夢というのは当然将来に向けていろいろあるわけでございますけれども——あふれる生活創造都市というふうに名づけさせていただいてるところでございます。そういう観点から行政を進めていきたいというふうに思っております。

ただ、とはいっても多くの市民が生活をされているわけでございますから、従来から申し上げておりますシビルミニマムという都市で生活する最低限の条件をやはりきちっと整備をしていく必要があると。それはやはり都市基盤整備、生活基盤整備であるというふうに考えておりますから、道路でありますとか下水道でありますとか、あるいは拠点整備、駅前とかそういうことについては、十分環境に配慮しながらではありますけれども、

整備をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

特に、山手については今回泉南市も積極的に働きかけをいたしまして、私の公約でもございましたけども、国定公園に指定をいただいたところでございます。金剛生駒紀泉国定公園ということで堀河ダム周辺まで入れていただいたところでございますので、より緑を守りながら利活用、レクリエーション等、市民の方々に触れていただくような整備を大阪府に対しましてもお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、最近小山議員は河川を、勝手にかどうかは別にして歩いておられるということでございます。金熊寺川上流を歩かれたということでございますが、ぜひ一度歩いていただきたいのは、堀河ダムのずうっと奥に堀河川という川がございます。堀河ダムに入ってくる水の源流であるわけなんですけども、相当山深くございますが、そのずうっと奥まで行きますと、本当に非常に水そのものがきれいで、透明度もほんとに透明で、そして人工的な手も加えられておらない河川がございます。周囲はもちろん森といいますか、そういう中で野鳥の声も非常に響いております。ですから、そういうところも一度、もし行っておられないということであれば、ごらんをいただければ、泉南市にも本当にこんなところがあったのかということがおわかりいただけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、河川を今後どうしていくかという1つの考え方も、大阪府におかれても今後の河川のあり方ということも検討されておられますし、またいろんなフォーラム等も開催もされておられるようでございますので、やはり水辺、水ということを大切にしながら、今後どういうふうに河川の整備なり活用をしていくかということについても、大いに議論をすべきだというふうに思っております。

それから、森の中にある庁舎といいますか、緑化された庁舎というのはどうかということでございますが、願わくはそういう庁舎の周りに多くの緑があり、またもっとオープンスペースがあり、その中に市民が気軽にお越しただけのような庁舎があるというのが非常に望ましいというふうには思っておりますけれども、本市の場合、駅から非常に遠いということもございまして、どうしても車を御利用される方が多いということもあって、そういう駐車場整備ということが大きな課題でございまして、なかなかそ

こまでのゆとりがないというのが現状でございます。理想としては、おっしゃるようにそういう緑に囲まれた、もっともっとゆとりのあるといいですか、そういう中での庁舎のあり方というのが非常に理想的ではあるというふうに考えてるところでございます。

ただ私は、庁舎の外もそうなんです、庁舎内を何とかもうちょっと潤いのあるものにできないかなあということで、ギャラリー化の夢を持っておりまして、それは高価な絵を置くとかいうことではなくて、市民作品展等でやっておりますけども、そういう作品を御寄贈いただくなり、あるいはお借りするなりして、そういう掲げられるところに置いていきたいという願いをしております、今手始めに秘書課の中に、ごらんになられたかと思いますが、市民からの絵をお借りをいたしております。前にお借りをしておった方——今度変わりましたけども、そういう形でちょっと実験的にやっております。

大切な絵をお借りするわけでありますから、もし損傷なりあればということもありますので、今試験的にそういうところでやっておりますけども、できれば公募するなりして広く市民から募って御協力いただければというふうに思っておりますのと、今度できます総合福祉センターには、上からある程度そういうものがつるせるレールというんですか、そういうものもあらかじめ仕掛けとしてはしておりますので、そういうところも活用しながら、できるだけ潤いのあるコミュニティーの場にしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、合併浄化槽の問題もありましたけれども、単独と合併があるわけなんですけども、このたび大阪府におかれても単独浄化槽のBOD規制値の80ppmですね、合併は20ということなんです、単独の基準をぐうっと引き下げて合併と同じ20に改正をされるというふうに聞いております。したがって、今後は実質上単独浄化槽をつくるということは非常に困難といいますか、それよりも合併浄化槽をつくる方が、泉南市も助成をいたしておりますし、そういうことでメリットがあるということで、規制をするというよりは実質的に合併浄化槽に移行するのではないかとというふうに期待をいたしてるところでございますので、単独より合併の方がいいに決まっているわけでございますから、そういう方向に流れとして来ておるということでございます。

それから、住宅の問題についてでございますけども、長い経過があって、私もほんとに一生懸命旧来の資料等調べたわけでございますけども、何回も前から御質問ありますけども、払い下げに至る経過の中で、当初すべての木造について払い下げ申請をされたようでございますけども、3団地については認可、許可されなかったという議事録がございます。

ただ、地元伝わってる話としまして、その認可されなかったということがどうも十分伝わっていなかったのではないかというふうに、入居者の方々の証言でも私は思います。伝わっておりましたのは、二重地番だからできない、あるいは裁判があるからできないと、こういうふうに伝わっていたようでございますけども、これも私思いますに、払い下げ行為というのは、まず国なり府なりの認可が1つあると。それは1つの大前提であって、その後払い下げをするといういわゆる実行行為があるわけでございます。そのうちの許認可の段階で、それが二重地番であろうとあるいはなかろうと、あるいは訴訟であろうとなかろうと、それは直接的に許認可に影響するものではないというふうに私は思っております。

ただ、第2段階として実際に払い下げするという段階では、そういう権利移転をするわけですから、二重地番であれば二重地番を解消し、あるいは登記簿上きちっと整理しなきゃいけないとか、トラブってるところがあればそれを解消しなければいけないというのは当然であろうかというふうに思いますけれども、それは第2段階の実行行為の中での話だというふうに私は思っております。

それからもう1つ、裁判になっていたというのは、この払い下げの認可されたずっと後で、何年か経過した後でそういう訴訟に至っておりますので、そのあたり若干疑問として私は残っているところでございます。

二重地番の解消の問題については、御指摘ありましたように、最初第1回目私がお会いしたときに権利者からそういう話が出まして、私の記憶の中で、私は当時計画部というところにおりましたから、その中での印象として、農業委員会あるいは産業経済課でその作業をやっておいたのは傍観をしておりましたから、その中で旧地番の解消はできたということは漏れ聞いておりましたから、二重地番そのものの旧地番閉鎖はできておりますよということは申し上げたわけでございますが、その実際の完全な処理までできているとはそのとき私は知りませんでして、後々いろいろ調べる中

で、当時として既に職権でそういうこともできておったということが判明をしたわけでございますけども、このことについては私ども十分調査がそこまで至らなかったということは、大変申しわけなかったというふうに思っているところでございます。それは率直におわびを申し上げたいというふうに思っております。

それから、今後については、先般、きのう、一昨日と御質問ありましたように、マスタープランをすぐ御説明するというのではなくて、もう一度最初から建てかえをさせていただきたいという入り口からお話を申し上げ、そして入居者の方々のいろんな御意見を承って、私どもとしてできる点は最大限、過去の経過も十分わかりましたので、誠意を持って対応をしていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、教育問題の人権問題ということで、決算委員会でお聞きになられた点についてのみ私の方から申し上げます。詳しいことはまた教育委員会から御答弁申し上げますが、そのときは私聞いておりませんでした。一度聞いてみるというふうにお答えをさせていただいたわけでございますが、御指摘ありましたように平成6年にそういうことがあったというふうにお聞きをいたしました。これは、先生間で口論といいますか、いさかいがあったというふうにお聞きをしているところでございます。

これは、いろいろ両方の言い分があろうかというふうに思いますので、その辺は避けますけれども、いずれにいたしましても当事者は教育者でありますから、大切な子供を預かって、日々教育あるいは道德の面で生徒に教えてる立場でありますから、そういう方々が人権にかかわるようなことで口論をするということは非常に残念であり、いかななものかというふうに思っております。今後そういうことのないように、これは教師みずからやはり自分に厳しく律して、そういうことが二度と起こらないようにしていかなければならない問題だというふうに思っております。

それから、行革の基本的な考え方でございますけども、この大綱策定に当たりましては、社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対しまして、また地方分権の時代ということにふさわしい効率的な行政システムを確立し、そして市民サービスの向上を図るという中で、また一方、本市の財政状況が非常に厳しいという中で、この策定を始めたわけでございます。

これは、長期的展望に立った行財政全般にわたりましてもう一度総点検、

見直しを行い、また市民からの提案も広報で募集しまして、現実にはいただいております。また、職員からの提言、あるいは1課1提案という中でそれらを受けとめて、今回大綱として取りまとめたものでございます。

また、これは一応3カ年計画ということで実施計画を策定していくということにいたしております。平成9年度の実施計画を策定したところでございますが、いずれにいたしましてもこの行財政の改革を行わないと、やはりこれからの泉南市の発展、あるいは6万市民の幸せというものがなかなかつくっていけない環境になるという危惧をいたしております。ぜひとも全分野にわたって、あるいは全職員に対してもこの行財政改革に取り組んでいきたいという強い決意のもとに策定をしたものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

その他、詳しいことは担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から若干住宅について、当時の、私が総務課長の時代に二重地番の処理をしたということで、私の名前も出ましたので、私の方から一言御答弁をさせていただきたいと思います。

この住宅払い下げにつきましては、先ほど市長の方も少し述べましたとおり、やはり私自身もわからないところが1つあります。当時、記録では48年には13団地を泉南市としては払い下げを行いたいということで一応意思表示を行っております。その後、その48年度の年度末、13団地のうち3団地に認可がおりなかったという、そういう関係も議事録では残っておるところでございます。

その理由といたしましては、記録に残っている書類面では、やはり払い下げ可能団地が10団地であると。そして、払い下げ不能団地、これは3団地、いわゆる氏の松住宅、高岸住宅、砂原住宅のこの3団地が払い下げ不能団地という形で協議的なものが残っております。この建てかえ可能団地の理由といたしましては、立地条件、そして規模、この規模の中には地形と敷地面積とを考えた上で建てかえ可能という、そういう一定の協議書類は残っておるところでございます。

私が見つからないというのは、なぜそういう土地問題、砂原団地につきましては土地問題、所有権問題が1つありました。そして、氏の松住宅につきましては、質問者おっしゃるとおり二重地番と。なぜその理由で払い下

げができなかったかという、これは入居者の方から私たち話し合いの中で特に聞くんですけども、この件については私は一応その理由があくまでも土地問題ということで流れておるのは、私自身今もわからないところでございます。疑問を持っているところでございます。

そしてもう1つ、決裁関係でございしますが、やはり私どもは決裁というのは担当者の方から起案をいたしまして、課長、部長、市長と、重要な書類につきましては市長までというような形で起案を上げているところでございます。当時の二重地番の起案にいたしましても、やはり市長まで当然決裁を仰いでいるところでございます。起案内容につきましても、見通しを入れての起案内容になっております。ただ、質問者は、当時の市長がそれを知らなかったというのは、私は今の決裁システムからいうた場合、やはり知らなかったと言われると疑問を抱かざるを得ないと、かように思うところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 教育委員会の問題については、市長が十分答弁されたので、その線に沿ってよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、時間があと15分ぐらいですか。

議長（林 治君） そうですね。35分までです。

3番（小山広明君） はい、ありがとうございます。

今ホットな話の上林さんの御答弁から、ちょっと私の納得できない部分を指摘しておきたいと思うんですが、知らなかったと言われたらというんですが、担当責任者として市長の方針が明確に払い下げだということですので、それで処理が進めば払い下げの手續行為を当然すると思いますから、そういうようなことをすれば、今でも明確にそういうことをやったかやらないかぐらいは覚えてるんじゃないかなということと、その後にかわる市長時代もやっぱり二重地番は解消されてませんということで、ここで答弁を我々に一生懸命しとったわけですから、あなたがそういうことを、二重地番を解消した直接の業務に当たっておるのであれば、いや、あれはもう実は解消されておりましたと言えたのではないかなと。それが言えないところに、実は一部の人だけが知ったのか、意図的に隠して出すタイミングを失ったのか、その辺はわかりませんが、どうも今まで、昨年6月まで

二重地番がまだ解消しておらないという前提で議論したのは、議会の議論としては大変まずいんじゃないかなと。

私は、この件は余り問題にしてないんですよ。問題にしてないと言ったらおかしいけど、この払い下げの問題とはですね。というのは、その後に現職の市長が二重地番が解消すれば必ず払い下げをしようと言っておったわけですから、そこがやっぱり僕は重要だと思うんですよ。現職の市長がそういうことをお約束して、そのもとで行政は動いておったと思うのでね。

だから、あとあなたは二重地番が原因なのか、名義変更が原因でできなかったのかということは、いまだにわからないと言っておりますが、それはあなたはわからなくても、その上の市長が二重地番や旧名義が解消できれば必ず払い下げをするからお待ちくださいと。これは議事録にも載っとるでしょう。そういうことから議論は出発してもらいたいと思うんですね。そこで、その入居者にどういようように対応するかということが問題になると思うんですね。

市長もこの面については、かなりこれまで質問された方のことを十分踏まえての御答弁いただきまして、内容的にはマスタープランをつくる入り口に立って、住民とも十分真摯にお話をしていきたいと。きのうの私のメモでは、そういう中で一応結論が出た段階では議会にも市民にもきちっと説明をして、その了解も当然もらわないといけないわけですから、そういう、私から見れば普通のところに立ったなという感じがいたします。

しかし、一方、今日まで入居者がひたすら待っておった払い下げができなかったということの精神的ないろんな意味での苦しみということは、やはり十分踏まえてあげないと、それは一方的に行政の責任でありますので、長い間なってきたのは、何も自然的に長くなったんじゃないしに、二重地番が解消すれば必ず払い下げをしようと言った現職の市長のお約束を——それを聞く以外にないわけですから、それを聞いて今日まで来たということの事の重大性をやはり考えて、今後の判断にしてもらいたいと思いますね。

それから、私、この議会が始まる前にちょっと資料請求をいたしまして、不許可になった、不許可文書がないかということで文書を取り寄せました。これを見ますと、不許可になったものはないんですね。3団地については初めから申請してないんですよ。この文書でいけばですよ。要するに、大阪府とのヒアリングの中で3団地は許可されないだろうみたいなことで、

もう事前にこちらから申請してない。10団地だけの申請をして、その許可がおりたと。だから建設大臣が許可をおろしたのは10団地なんですよ。3団地は初めから、ヒアリングの段階で申請してないんですわ。しかし、その後の市長が3団地は必ず払い下げをしようと言った経緯と、もう1つは予算のときに13団地を払い下げるということで、決算委員会で3団地を減額補正してますから、当然予算の段階では13団地の払い下げをしようという行政としての意思決定はあったと見るのが普通ですね。

そして、申請ができなかった原因が、これがわからないんですよ。いわゆる二重地番と旧名義ということだから、市長は2段階目でそれは問題になるんだと言ったけども、建設省が許可をおろすときに、それが確実におろされるかということが確定しないと、建設省としても許可をおろしようがないですわね。しかも、この住宅を売った場合には、共同施設の建設、修繕または改良に要する費用に充てなければならないということですから、一般会計にボンと金入れるわけにいかないわけですね。そういうようないろんなことで制約のある中で、やはり申請書類に瑕疵があって、申請書類に泉南市の名義じゃなしに小山広明の名義やったら、そら建設省かておろしようがないでしょう。二重地番だったら申請そのものがないですわね。

そういうようなことからいえば、申請そのものをしてないということも、これまでのあなた方がここで答弁したことと違うわけですよ。不許可だからと。議事録の表現は不許可ですよ。建設省のこの許可文書を見てください。10団地しか許可してないわけです。不許可なんていう書類はないですよ。内容、実質的にはそういうことが言えるかもわからんけど、議会の議論ですから、これは初めから泉南市がいろんなヒアリングの中で申請しませんでしたというのが普通の答弁じゃないですか。あたかも泉南市はやろうとしたんだけど、建設省があかん言うからダメですよというニュアンスの議論をしてきてるわけですからね、これはちゃんとやっぱりきっちりしてもらわないといけない。

それと、きょうまた私が申請しとったやつがあなた方から来たんですけど、申請書があると言うから、申請書がないかと言ったらきょう来たんですよ。それにはまた違うようなことが報告されてるんですわね。これ、資料請求して出したんですよ。見ていただいたらわかります。そのときに、私

は公営住宅払い下げの事前協議書、事前協議をした結果、いわゆる10団地しか許可されないようだから、初めから10団地の申請しかしてませんよということでしたから、じゃ事前協議の書類を下さいと言って出したんです。そしたら、あなた方が公文書でも何でもないって今まで再三議論してきた問題をこれに添付してきとるんですよ。これがいわゆる事前協議書だと。これは、あなた方も認めるように起案段階の書類ですよ、起案段階の。よく見てですよ。まだ決裁のある書類じゃないんですよ。しかし、事実においては大体合ってるでしょうというのはわかるよ、あんたらの表現はね。しかし、公文書として事前協議書を——私、事前協議の中で10団地しか申請してませんというから事前協議書を下さいと言って出てきたのが、あなた方のこれですよ。この書類、今まで問題になった書類ですわ。

だから、そういうことで、やっぱり答弁がいいかげんだと思うんですね。きちっとしてもらわないと、ほかの議員かて、何か建設省が許可おろさんからあかんと違うけど。きのうでもそうでしょう。法律が変わりましたと。何が変わったんですか、法律。僕がもらっとるのは、何も法律変わってないでしょう。その部分はですよ。ほかは変わってるかもわかりませんが。法律は、別に払い下げたらあかんというような法律ないですよ。そんなんやったら公営住宅なんてもたないでしょう。いろんな事情があるんだから、必要だったら払い下げるということはあり得るでしょう。

あなた方からもらっておるこの法律、私は法律を読むというのは苦手なんですけど、法律には払い下げられないなんてどこにも書いてないですよ。言うまでもない、これ何回も議論してきたからわかるけども、公営住宅または——これは共同住宅じゃないですから、その耐用年限の4分の1を経過した場合において、特別の理由があるときは建設大臣の承認を得てできるとなっとるんですよ。これ、特別な理由に当たりませんか。本会議で予算を可決しておるといようなことは、住民との約束、議会との約束からいったら特別中の特別でしょう。単にしませんとか選挙公約だけじゃないですよ。

これだけ民主的なルールの中でも承認を得、公選で選ばれた市長が、過去の市長が約束したことは守らないかんということで約束したことは、もう公約中の公約、憲法みたいなものでしょう、住民サイドからいったら。その約束を守るといことは、特別中の特別でしょうが、ある意味

で。そしたら、そういうことでやっぱり市長は市民の立場に立って、今まで守られなかった払い下げを速やかに行って、そしてその資金で、建設大臣がこうやってわざわざ書くように建設資金に充当するべきじゃないですか。あなた方もやっぱり今までのいろんなことがあるから、建てかえ計画をしたいといったって、やっぱり進められないことは、あなた方のサイドだけでできないでしょう。そうしたら市民かて住宅に入れないじゃないですか。

だから、そういうことからいえば、もう少し判断は、速やかな実効性のあることも含めて判断をしないと、今までのいきさつとかそんなことにこだわって、とにかくうちは建てかえしたいんだと言ったって、そんな言い分が通らないでしょう、どこへ出しても。そのことで行政全体が麻痺するんじゃないですか。あなた方、こういう計画がある限り財政計画の中でやっぱりこれは頭に入れとかなあかんでしょう。そしたら、これを越えて次の新たな契約なんかできないでしょう。これ、いつまでにやるんですか。やれないでしょう、はっきり言ったら。そしてまた入り口に戻ったわけやからね、少なくとも。だから、やはり間違いは間違いで認めて、議員の皆さんにも御理解をいただいて、我々も責任あるわけですから、1つの人格としては、議会人格としては。そうでしょう。人が変わっても、議会も承認をし、市長も約束したことについて速やかに守ることが道理じゃないですか。

市長のきのうの答弁でも、判断をした段階では議会や市民の御理解も得ながらと言うから、そういうことも少し含んではるんかなあと。今までは、建てかえだったら別にそれでいいわけやから、改めて御理解を求める必要はないわけですので、そういうように私いいようにとったんかなと思うんですが、やはり市長もフリーハンドでもう一遍考えるということですから——意思是ね、あなた方何とか建てかえしたいというのはわかりますよ。しかし、やはりそのことは住民と話し合って、住民が求める払い下げは仕方ないとなったときには——そう思ったときはですよ。思ったときにはそういう判断をするというようなことは、市長は当然その方向性の中には入るとるんでしょう。いや、コンクリートで絶対建てかえるねやと、それだったら話にならんからね。そういうことも含めてちょっと御答弁をしておいていただきたいですね。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この間からの代表質問を含めて一貫して申し上げておりますので、十分お聞きいただいているかというふうに思いますが、マスタープランについては入居者の方から一時凍結してほしいと。私の方は一時保留しましょうと、こういうことになって、まあ文言の違いはありますけれども。それはそういう形で、ですから私どもも即マスタープランの説明をするということではなしに、要するに市営住宅の建てかえをさしてほしいということでお話を申し入れたいと、こういうことを申し上げてるわけです。ですから、あくまで前提としては建てかえをしたいということでお話し合いをさせていただくと。その中で、もし建てかえをするという条件といえますか、いろんな要望なり、あるいは提案なりというのがあるかというふうに思いますが、それらについてはいろいろ率直にお聞かせいただきたいと、こういう趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（南 良徳君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと残念な答弁なんですがね。やっぱり入り口に戻るということはフリー、気持ちはあるでしょうけども、一方的に建てかえがコンクリートされて、その中で今までの言い分を聞くんだというようにしかとれない答弁で、大変残念です。

しかし、言葉は不変ですから、入り口に立つということは、あなたもなぜマスタープランをつくったのかという私の質問に対して、いやあ形が何もなかったら説明できないんで、とにかく形をつくって説明しようと思ってたら住民が先に知ってという表現もあるように、私はマスタープランはそういうものでないでしょうということをずっと言ってやってきたんですけども、実質的には市長、当初のマスタープランは単に説明をするための1つの格好だということに立てば、普通議論の前提として答えは三百六十度あるということが、私はそういう話し合いの真摯に立ち向かう姿勢だと思いますよ。初めから建てかえしかないと、その中で答えるんだということであれば、住民との距離があり過ぎますから、なかなか話は進まず、目的とする市民の住宅は実現しないと、そういう結果だけが残るということね。これは最悪の結果ですので、一番いい方法は正しいことに戻っていくということをごひ強く求めておきたいと思います。

それから、あと5分ぐらいですので、市長、答弁なかったんですが、市長選が終わって6月の15日に峯楽で当選祝いがあったという発言があったんですが、市長、これどうなんですか。市民は大変心配しとると思うんですね。こういうことは本当はどうなんですか。あっていいことなんですか。その明くる日にお金が配られとると。そして、市長のことをよろしく頼むと思ってお金をもらったと、こういう脈絡の中で、市長、このことについてはきちっと説明してもらいたいと思うんですかね。だれがこの金を出して、だれが参加したのか。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 通常そういう選挙があれば、その後お祝いなり何なりというのは一般的にあると思いますね。5月の下旬に選挙がありまして、その後前市長の市葬というのがありましたですね。6月11日だったと思いますが。それまでは、私も初登庁の関係もありましたけども、大変忙しい、あいさつ回りとか、それから市葬の準備、こういうことがありましたから、そういうことに奔走しておったということでございます。そのお祝いというのが、6月何日ですか……（小山広明君「15。証言では15です」と呼ぶ）ということですか。それは一度調べてみたいと思います。私も余り今ははっきりと覚えておらない部分もございますから、それは日にちも含めて調べてみたいというふうに思います。

それから、新聞報道で、代表質問でもありましたんですが、一部語られていたという部分、これは新聞記者が聞かれて書かれた部分ですから、いろんな表現があったり、また違う表現があったりということだと思います。先般のMBSですか、あのテレビ放映がありましたけども、それをビデオで撮っておりますが、その中で3人の方がお話しされてる中では、そういうことは発言をされておられませんでした。そういう発言があれば私も確かめてみたいとは思いましたが、そういう発言がございましたので、それはそれで特に私としてはどうということは思っておりません。ただ、代表質問でも答えましたように、この問題について私が関与してるというようなことは一切ございませんので、それははっきりと申し上げておきたいというふうに思っております。

副議長（南 良徳君） 小山君。

3番（小山広明君） これは市長の政治姿勢にかかわることですから、市民

の前にこの当選祝いがどういう内容であったのか。やっぱり参加者はだれ、会費はどうされたのか、市長がお金出したのか、そういうことも含めてちゃんと資料をつけて市民の前にもぜひみずから公表していただきたいと。私もこれは十分な関心を持っていきたいと思います。

最後でございますので、市長からアドバイスを受けて、早速堀河の上流を歩きたいと思っております。できれば、市長も一緒に来ていただければ、一緒に歩きたいと思いますが、いろいろそういうことでやっぱり歩かないと見えないところもありますし、ひとつほんとに市の予算が河川のことに十分目が向くまで私は行動してまいりたいと思いますので、ぜひまたいいところがあったら教えてください。私は全部歩くつもりで目標を掲げておりますので、よろしく願いをします。

それから、合併処理浄化槽も、実質的には合併になるんじゃないか。要するに基準を上げることにおいて、いわゆる単独は高くなることだと思うんですが、この面は特に自然の豊かな、またそういうことが可能な地域ですので、府がやるからそれに追随するというんじゃないし、市の方で義務化しても何にも社会的に受け入れられないことはないと思いますよ、これはね。知らないからというんか、業者も今単独がだんだん売れなくなるから、そういう業者の営業攻勢でやっとなるケースもあるんじゃないかな。十分それを市民が知れば、私はそれは普及していくだろうと思いますし、市はそのことを積極的にアピールしてもらいたい。

これは当然管理の問題が出てくるんですよ。これは民間が管理をしておりますけども、僕は、これをやっぱり行政もある程度責任を持って管理をしてやらないとだめな問題で、あなたはランニングコスト、現在の大型はそういうことでメリットがあると言っとるんだけど、それは大手しか今度ではできなくなっていくんですね。この小型の場合には、地場産業しかできないですよ。大手入ってこれませんからね。そういう点では、いろんな市民がそこにかかわっていけるということで、雇用も拡大されていきますから、そういう面でも総合的にやってもらいたいと思います。

それから、子供さんのことは大変市長は誤解をされておったようで、子供は開発志向じゃないかということですが、やっぱり子供のそこまで、小川で遊びたいとか、もっと自然に触れたいということがあるから、公園に行ったらほんとに今子供さんが夕方になったら遊んでますよね。泉南は余

り公園がなくて、私の娘も孫ができたんですが、泉南に住んでないんですよ。帰ってきたら公園がないと言うんですね。堺におったんですけどね。

議長（林 治君） 小山君、時間が。

3番（小山広明君） そういうことで、もう少しそういう小さな子供さんも遊べるような公園をぜひ考えてもらいたい。

残余の問題については、一般質問の登壇できっちり言いましたんで、よく行政に反映をしていただきたいと思います。

ちょっと時間超過いたしまして、済みませんでした。

議長（林 治君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

1時まで休憩いたします。

午前 11時 36分 休憩

午後 1時 2分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

5番（成田政彦君） 日本共産党泉南市議員の成田政彦です。

2月25日、新聞で関空2期工事反対決議撤回に絡んで現金授受が行われたのではないかという新聞報道がなされ、翌日26日の議会代表者会議では、事務局を通じて翌日お金を返した島原議員は別として、堀口議員と山内議員は200万円の授受があったことを認めています。私は、この問題について真相を究明するとともに、議会の浄化を目指して頑張りたいと思います。

私は、市民こそ主人公の立場から、大綱5点にわたって質問したいと思います。

大綱第1点は、老人保健福祉計画についてであります。

94年1月に計画が立てられ、ことし4年目、2000年の目標完了時の中間年に当たります。計画の2000年までの実施目標は、ホームヘルパー47人、デイサービス3カ所、ショートステイ39床、在宅介護支援センター3カ所、さらに機能訓練、老人訪問看護、痴呆性老人訪問指導、訪問栄養指導、健康教育、健康相談、健康診査などの充実、また特別養護老人ホーム2カ所、老人保健施設2カ所、ケアハウス2カ所となっているが、現状ではホームヘルパー26人、ショートステイ6床、デイサービス0、在宅介護支援センター0、機能回復訓練など老人保健サービスに至っ

では、到達率は極めて低い段階であります。特別養護老人ホームなど施設サービスは1カ所しかない状況であります。このままでは計画目標達成については極めて困難な状況と言わざるを得ません。

その大きな原因として、国からの財政援助が厳しい状況の中で大変ではありますが、高齢者社会は待ったなしです。2000年の計画達成年度まであと4年しかありませんが、市としての対応をお伺いしたいと思います。

大綱第2点は、総合福祉センターについてであります。

多くの市民から期待される総合福祉センターは、ことし7月オープンの予定となっています。障害者児、高齢者、母子など、泉南市の福祉サービスの中心施設として、おこなっている泉南市の福祉水準を引き上げる総合福祉施設として役割は極めて重要です。施設をつくってそれでおしまいではありません。利用者本位の便利で利用しやすい施設でなければなりません。社会的に弱い人たちを支える施設として、総合福祉センター建設事業が7月に無事オープンされることを強く願うものであります。7月オープンに向けて建設事業はスムーズにいったるか、現状をお伺いしたいと思います。

大綱3点目は、障害者計画についてであります。

政府は、2002年までの障害者計画として、ホームヘルパー増員や心身障害児の早期療育施設の整備、精神障害者の社会復帰施設の大幅増など幾つかの施策に具体的な数値目標を示しています。これも国の財政援助が厳しい中で遅々として進んでいませんが、市としてどのような計画を立てられておられるのか、お伺いしたいと思います。

大綱4点目は、埋蔵文化財センターについてであります。

埋蔵文化財センターが完成して1年が過ぎっていますが、いまだ施設は公開されておりません。9億円かけて建設した施設が市民に利用されないという状況をこのまま放置することは、市民感情からも許されるべきものではありません。泉南市の数少ない文化施設の中で、とりわけ埋蔵文化財センターの一日も早い公開は、市民の期待しているところであります。埋蔵文化財センター公開について、いつされるのか、お伺いしたいと思います。

大綱5点目は、一丘団地の交通安全対策であります。

市道砂川壱井線は、計画して以来20年経過してもいまだ完成していません。開通してるのは一丘団地横、JR阪和線に沿った部分のみ一部開通してるのみであります。この道路は、団地の迷惑駐車が昼夜占拠し、しかも

道路の一部に未整備の部分があって、いびつな急カーブの道路として危険な状況となっております。とりわけ中学生、小学生、幼児の通学歩行に危険な状況であります。一刻も早く正常な道路形態として整備が必要であります。市として対応をお伺いしたいと思います。

また、一丘団地の駐車場の造成についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（林 治君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 成田議員の御質問の中の障害者計画策定につきまして御答弁を申し上げます。

今までの定例市議会でも御答弁させていただいておりますけれども、平成9年度に障害者計画策定基礎調査を実施したいと考えております。その調査内容は、障害の種別、程度別、年齢別の障害者の生活状況、家庭状況及び就学状況、並びに必要とする福祉サービス等のニーズを把握し、その実態を調査しようとするものでございます。さらに、平成10年度におきまして、このニーズ調査をもとに各種の施策等についての計画を立ててまいりたいと考えております。

平成9年度のニーズ調査の具体的内容につきましては、今後策定段階におきまして関係諸団体の意見を聞き、作業を進めてまいります。基礎調査の段階では、市内在住の身障手帳、療育手帳を所持するすべての方々に対し調査を依頼する予定をいたしております。また、直接障害者の方とコンタクトをとり、実態把握も実施したいと考えております。

その後、ニーズ調査の結果をもとに障害者計画策定に入り、方法といたしましては、計画策定に係る委員会等を設置し、今後必要とされる各種サービス及びその目標を設定する予定でございます。計画策定に係る委員会等には、障害者関係諸団体の方々にも御参加をいただき、幅広い意見をちょうだいしながら障害者計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） そうしましたら私の方から、成田議員御質問のまず老人保健福祉計画の現在の状況といたしますか、その辺を御答弁申し上げます。

21世紀初めには、4人に1人が65歳以上という超高齢社会になることが予想されております。一方、核家族化の進展や女性の社会進出等により、家庭における介護力の低下傾向は今後も続くものと予想されます。

このような背景のもと、平成6年3月、泉南市老人保健福祉計画を策定し、今日まで計画の遂行に努めてまいりました。この計画は、議員も御承知のとおり平成11年度末を到達点として、高齢者に係る保健福祉サービスの量的、質的整備目標などを定めたものであります。

議員御質問の現在までの実施状況であります。目標値の達成率は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスなどの施設整備につきましては45%から75%となっております。また、在宅福祉サービスにおいては、ホームヘルプサービス、ショートステイにつきましては15%から40%程度の達成率となっております。しかしながら、デイサービス、在宅介護支援センターなど未実施のものもありますが、そのうちデイサービス、在宅介護支援センターにつきましては、平成9年度実施の予定であります。今後、計画達成に向けて鋭意努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、総合福祉センターの現状でございますけれども、総合福祉センターの建設工事につきましては、完成間近の状況となりまして、本年7月の施設オープンを目指して、現在備品購入などの施設面の準備作業や、あるいは福祉バスを初めとした運営面の検討作業を行っております。

今後の予定といたしましては、総合的な地域福祉活動の拠点施設として業務を開始し、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉やデイサービス、機能訓練などの総合的なサービスを提供できるように各予定事業を実施してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、埋蔵文化財センターの一般開設についてお答え申し上げます。

現在、埋蔵文化財センターは、国史跡海会寺跡を初め市内各地から出土した考古学資料の保存、活用を図るべく一部活用いたしておるところでございます。その成果を市民に還元いたしまして、郷土の歴史に対する理解を深め、市民文化の向上に資するための図書情報コーナー、また視聴覚室

等につきましては、4月27日から開館をいたしたいと考えておりました、今定例会で議案第8号として上程させていただいておるところでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、開館時間につきましては、午前9時半から午後4時半とし、毎週月曜日、また国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日から翌年の1月5日までの期間を休館日といたしまして、教育委員会の方で規則を定め、運営をしてまいりたいと考えております。

職員体制につきましては、現在のところ文化財保護係の職員で対応いたしまして、加えて3名程度の臨時的職員の増員を図ってまいりたいと考えております。また、施設に伴います学芸員につきましては、資格を有しております職員がおりますので、その職員を担当といたしたいと考えております。

今後、施設の内容につきましては、特別展示室におきまして重要文化財に指定されております遺物の展示を行い、視聴覚室におきましては市内の遺跡等のパネル展示、または各種の講演、講習会を予定しております。また、図書情報コーナーにおきまして、古代史を中心といたしました書籍などを閲覧するようにいたしまして、またテレビ等も設置をいたしております。サロンでは、市民の皆様が海会寺跡広場の自然林を見ながら、ゆったりと時間を過ごせるようなフリースペースを提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 議員御質問のうち、砂川樫井線の暫定供用区間の交通安全対策についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、当該区間内には1カ所未竣工部がございます、変則的な交通処理となっているのも事実でございます。これは、用地取得のずれによりまして当該区間の改良工事の時期に間に合わなかったということが理由でございます。

当該箇所の改良工事につきましては、一丘団地より尋春橋までの区間の改良工事に合わせて施工するということが予定いたしております。しかしながら、この時期につきましては、諸般の事情により若干先となるものと予測いたしております。そこで、それまでの間でございますけれども、誘

導標示等何らかの交通安全対策等について今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 一丘団地の駐車場増設についてお答えします。

一丘団地駐車場増設につきましては、老人集会場横等の空き地の利用を目的に、再三再四住宅整備公団との間において協議を重ねてきた結果、敷地整備面、管理運営面等を住宅整備公団の方で業務を行ってもらえることとなり、あとは条件面の最終協議を残すところでございます。この最終協議が終わり次第、早々に事業化を図ってまいりたく存じますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） では、順次質問したいと思います。

まず最初に、総合福祉センターの問題についてお伺いしたいんですが、総合福祉センターは苦節10年近くかかっていよいよ7月オープンの予定となっております。この建設事業は、大きな建設資金を投じて非常な事業となりました。私は、最初に総括的に市長に総合福祉センターの問題についてお伺いしたいと思います。

最初に市長にお伺いしたいんですが、市長の政治資金団体として清樟会というのが今も存在しとるのか、ひとつそれをお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長は、平成6年12月の我が党の林議員の質問に対して、企業献金は減らして個人的献金に変えたいという答弁を行っているんで、それは確認、今もそのとおりですね。

議長（林 治君） 向井市長。

向井（向井通彦君） そのとおりでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） それでは、市長に伺うんですけど、平成7年度の市長の清樟会の大阪府選挙管理委員会に出た資金報告によれば、総合福祉センターが入札された平成7年度に企業、団体からの献金として約48社、約562万9,382円が報告されております。その中で、平成7年度の総合

福祉センター、いわゆる建築、電気、それから機械、そして下請、これら指名企業及び請負企業から約11社、119万余りが政治献金としてここに正式に届けられております。

私は、平成7年度の総合福祉センターの入札の時期に、市長の数少ない48社の政治献金の法人の中の11社、これが119万円近くのお金を政治献金として出されてると、この平成7年の総合福祉センターを入札した時期にこれが集中してると、このことについて市長はどのように受けとめられておるのか、ひとつその点をお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当時、7年の12月末をめどにそういう状況を解消したいということを本会議で御答弁を申し上げております。したがって、平成8年からについては個人会員と、こういうことでございます。7年度は、その当時も議論がありましたけども、もちろん個人、法人両方がございました。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、総合福祉センターの入札が行われたのが平成7年の9月であります。その間に、7月25日に指名委員会が設定されております。市長に平成7年度で寄附された団体は、入札調書で見たらわかるんですけど、建築では20のジョイントが生まれ、その中の約6社から政治献金がされております。一般的に申しまして、指名業者が入札以前にこういう政治献金をするというのは、普通一般的に見てどのようなことを期待してする——これは今日新聞紙上でも騒がれてるように、いわゆる官界、政治家と企業の癒着、こういう問題が一般的に厳しく批判されてるところであります。

そういう点で市長は、建築で6社、それから電気設備で3社、機械設備で1社、しかも建築で入札した森本組というのが、政治資金規正法に基づいたやつで見ますと、平成7年1月27日届け出が出されております。ここに代表者の名前も出とるんですけど、建築の部分の入札を見ますと森本組と、こうなるとるんですけど、このことについて市長は、一般的にモラルの問題からいいましても、こういう入札した指名業者からこういうものが出されとることについては、あなたはどのようにお考えですか、一般的モラルから考えて。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 政治団体というのは、その政治家の政治信条に賛同して、そしてその政治活動を支援するということですので、それと行政そのものと、これはまた別の問題だというふうに思っております。それはその当時はっきりと申し上げておりました。ただ、おっしゃいますように、やはりこれからの時代というのは、できるだけ個人でそういう支援をしていただくというのが本来いいんじゃないかというのは私も同感でございます。その7年12月までに整理をしたいと、こういうことを申し上げておたわけでございます。したがって、現在は法人ということではなくて、すべて個人会員で支援をいただいているということでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は、総合福祉センターの——現在はどうかということではなくて、当時平成7年度のいわゆる入札時期以前にこのように指名業者から、具体的に献金額がきちっと載ってますけど、出とるということについては、やはり市民の方から見たら、指名業者が、入札に入った業者が市長の政治資金にそういうお金を献金しとるということは、一般的にいろんなことを期待してやるのではないかということが、過去いろんなことを見ると明らかになった。その点について、一般的に答えるようではちょっとその点では答弁が不透明だと思うんですけど、その点もう少しはっきり、もうそんな、別にそういうことは関係ないとか、そういうことを言い切れるのか、ちょっとお伺いしたい。

もう1つ、私は非常に心配しとるんです。市長は本当に清潔であると思われ、心配しとるんですけど、この総合福祉センターに関して、業者から、それとかいろんな方々から、仮にもそんなことはないと思うんだけどね、圧力があつたか——ないのを僕は望みませ。当然ないと思うんだけど、そういうことがないと、そういうことは一切なかったと、そういうふうに市長は、もし言ってよかったらそれを言ってほしいんです。そういう点はどうなんですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、政治活動を支援することと、本来の法人の業務活動というのは全く別な話でございますから、それはきちっと申し上げておきたい。また、総福に関して、それ

に関連してるということは全くございません。それから、圧力云々ということについてはございません。私の考えはピシッと一本でございますから。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長から明快にそういう答弁をいただきましたので、私はそれです承しておきます。

次に、総合福祉センターの問題でお伺いしたいんですけど、総合福祉センターには今度、通園事業のリバーが併設される。議案書に出てくるんですけど、名前は変わるんですけど、その中で障害児の言語治療士——私はちょっと不勉強で、言語治療士の方がおられたということとはかねがね知っておったんですけど、そこまで障害児を抱える父兄から期待されとる、そういう立派な方がおったということは、非常に泉南市にはいいことだと思うんですけど、現在のリバーにおける言語治療、障害児療育における指導は、具体的にどのようにされておるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） リバースクール卒園後の児童の療育のうち、とりわけ言語治療についてお答えいたします。

かねてからリバースクール卒園児童の言語治療に関する保護者の皆さんの熱い御要望がありますことは、十分承知しております。平成8年4月からリバースクール所属となった発達相談員が言語治療のベテランであり、当面この職員の勤務日数を平成9年度に充実させる予定であります。なお、総合福祉センターのオープンを契機に、今後この問題についてはさらに努力していきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 僕が聞いたのは、その言語療法士の専門の方が、このリバースクールにおいて現在どのような位置にあり、どのような療育活動に携わっているのか、その中身について具体的にちょっとお伺いしたい。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 今現在、発達相談員さんの言語治療の対応をしていただいている方は、現在週に2日ということで非常勤の嘱託という形で対応させていただいております。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） 言語治療とか発達心理は、私も福祉を学んできた者なんですけど、障害児のいわゆる早期発見、早期療育ということは極めて重要な問題であります。リバーでは今は週2日で、今の話だと週4日までになさるんですけど、週2日から4日、もしそうなった場合は、金額的にも療育内容にもどのような変化があるのか、ちょっとそれをお伺いしたいんです。

議長（林 治君） 中村健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼児童福祉課長（中村正明君） お答えいたします。

現在、週2日来ていただいている嘱託の発達相談員の方には、リバースクールの入所児20名のいろんな発達相談、あるいは言語も含めた療育活動を行っていただいております。平成9年度充実ということで、日数をふやすということで人事部局とも了解していただいておりますけども、待遇的には泉南市の嘱託の基準というのがございますので、当然それに基づいて報酬をお支払いするということになります。金額的にはそう大きい伸びではございませんが、通勤手当が加算される、年金、雇用保険、健康保険、表に見えませんが、そういう面での充実は確実にあるということで御了承いただきたいと思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） 問題は、総合福祉センターの今後泉南市の福祉の中心になるということの性格の問題なんですけど、市は現在、理学療法士を採用し、作業療法士については募集しても来られないという状況であります。しかし、この総合福祉センターはリバーを併設し、障害者のデイも併設いたします。また、高齢者のデイも併設します。また、母子の福祉も併設します。そういう中で言語療法士、これは障害児だけの問題でなく、高齢者の場合も脳梗塞に倒れた場合の失語症の問題とか、そういう問題というのはデイの中でも極めて必要な人であります。

僕は、この市の対応は非常にもったいないという話でありまして、作業療法士は応募がなかったというんですけど、理学療法士がおるということを私は知っておったんですけど、まさか嘱託で週2回、こういう位置づけでこの理学療法士の方を置いておったということは、私も極めて申しわけなかったと思っておりますけど、理学療法士でなくて言語療法士であり、この人は心理面を担当する——いわゆる心の問題もやるし、発達相談員の

心理療法士、これをお持ちなんですけど、前から総合福祉センターには心理療法士、言語療法士、これも必要ではないかということの特には市長にも要望しておったんですけど、通園児、障害児の発達、早期発見のため、またさらに療育するために必要であるし、また大人の施設である障害者、あるいは高齢者のデイのサービスにも発達心理員、いわゆる言語療法士も、総合福祉センターから見たらソフトの面では絶対必要ではないかと私は思うんです。

これは嘱託とか——理学療法士を嘱託でうちは置いてない、正職で置いとるでしょう。作業療法士も正職で採用しとるんですからね。ただ、問題はどこにあるかということ、現状の日本の医療制度では、OT、PTといった理学療法士とか作業療法士というのは国の制度としてあるんですけど、言語療法士というのは国の制度してはないと。だから低いとかそういう問題ではないんですけど、そういうふうに資格制度があるということで、職業としてなかなか成り立たないという点で、病院とか多くのところへ行ってかけ持ちでやっとなんですけど、この辺の岸和田のいながわ療育園では言語療法士というのを採用しとるとのことなんですわ。これはリバーと似たような施設なんですけどね。一般職と同じ資格になるかもしれませんが、別に総合福祉センターに、7月にオープンするんですから、もちろん療育、通園のリバーを主として、施設全体の高齢者のデイと障害者のデイを含めて、この言語療法士、心理判定員——心理判定員は全体にかかりますので——を採用する。作業療法士の予算はことしついとるんですけどね。これは、正式に採用した方がおたくら市にとって非常に得ではないかというふうに私は考えるんですけどね。今の時代、めったにこういう人はいないんですけど。

そういう点で、市としての言語療法士とか発達心理員の位置づけが、なかなかこういうのは応募しても来ないんですけど、そういう点では弱かったんじゃないかと思うんですけど、これは市長に、障害者、障害児、高齢者、母子、こういう人たちに対しては、こういう人は専門的に極めて重要な位置であると思うんですけど、こういう人はやっぱり採用すべきではないかと私は思うんですけどね。一般的な競争とかそういう意味での採用では私はないと思うんですわ。理学療法士と同じだと思うんですけど、今嘱託なんですけど、早急に専門職として採用すべきではないかと私は思うん

ですけど、その点市長はどうですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 待望の総合福祉センターがこの7月にオープンするわけございまして、現在その体制づくりをやっているところでございます。その中で御指摘ありましたように理学療法士は採用いたしております。作業療法士は、何度も募集しましたけども、なかなかそういう資格をお持ちの方の応募がなかったということもございまして、今現在その代替措置の対応を考えてるところでございます。

御指摘ありました言語療法士といいますか、そういう言語治療の問題かというふうに思いますけれども、御承知のように総合福祉センターにはリバースクール併設という形で、樽井保育所で今ございましてリバースクールの7月に新たなところに移転をして、そして総福との相互利用の中で運営をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

その中で言語治療士というか療法士——S Tというんですかね——が必要ではないかということでございますけども、私どももその必要性は認識をいたしておりますして、8年度からこういう方にもお越しをいただいて、週2回ではございますけども、いろんな形で指導なり、あるいは治療をお願いをしているところでございます。

ただ、現在のところ国家資格ではないということもございまして、その位置づけがなかなか明確にしづらいという面もあるんですけれども、要するに医療とか治療の分野では、この言語治療士あるいは言語療法士というのが認知されつつあるというふうにも聞いております。また、現在お越しをいただいている先生は、非常にすばらしい先生だということもお聞きもいたしておりますし、的確な御指導もいただいているというふうにも聞いております。なかなかこういう専門の方というのは、そうたくさんおられないということもあろうかというふうに思います。

昨日もリバースクールの保護者会から、できれば常時そういう治療、あるいは指導いただけるようなこういう言語療法士、あるいは心理療法士ですね、こういう人をぜひとも市の方で常時対応できるような形にしたいと、そういう要望書なり、あるいは署名をいただいているところがございますから、それらについては原課の意見も十分聞いた上で、一定の整理をした上で検討していきたいと。基本的にはやはりこういう方々というのは

必要だというふうに認識をしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 先ほど申しましたように言語療法士とか心理療法士、発達相談員という、こういう資格を持った専門職の方がリバーの中におられ、総合福祉センターが今度でき、総合福祉の名に値するように——めったにこういう専門職の方はないんですけど、やはりだからといって生きていかねばなりませんので、現在の報酬ではやっぱり十分に対応できないというのは、私は無理からぬことだと思います。

4日にしてもほとんど賃金の差が変わらないと。私は、理学療法士、作業療法士、言語療法士と同様に正職員として、それを前提として採用されるように、これはリバースクール保護者会、卒園児保護者の方々も強く要望しとるんですけど、私も市長に対して1日も障害児の早期療育、また総合福祉センターの——ここにこういう文章は書いたんですけど、総合福祉センターに新しい息吹、新しい血液を入れる、総合福祉センターという名に恥ずかしくない施設として、こういう専門家が私はぜひ必要だと思うんです。そういう前提で、正職員を前提として、ぜひ市長にこういう優秀な人を——自分は初めてこんなことを言うんですけど、お願いしたいと思うんで、その点もう一度市長の答弁をお願いします。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、基本的にはそういうことが望ましいというふうに私も思っております。現在、今お越しいただいている方は、いろいろ他の病院とかも非常勤ながらお勤めというふうにも聞いておりまして、また当面4月以降回数をふやしていただきたいというお話し合いもさしていただいているようでございますので、その話の中で御本人のこれからの将来の問題もあろうかというふうに思いますし、十分御意見も聞きながら、また私どもも内部的に、私ももう少し原課からその辺の詳しい必要性なり、あるいはまた将来の総合福祉センターの中でこの言語療法士なり心理療法士の位置づけですね、この辺もきちっと明確に聞いた上で一定の判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 成田議員。

5番（成田政彦君） それなら言語療法士の正式採用を前提として、市長に

そのことを期待するものであり——それは期待していいんですな、市長。
何回も聞くようやけど。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども言いましたように、基本的にはそういう考え
を持っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） それでは、総合福祉センターの問題に若干触れたいと
思うんですけど、総合福祉センターは7月にオープンの予定なんですけど、
この間の総合福祉センターの足の確保の問題では、2つの通りがあるとい
うことはわかつとるんです。1つは福祉バスということで市内全体を回る
バスと、それからデイのバス、これはデイサービスB型かな——のために
そういう高齢者、そういう人たちを回るバスの2つのバスがあるんですけ
ど、その場合、調整は、それは必ず同一地域に行くんでなく、重ならない
ようになっているのか、デイはデイで専門でそれはデイに行く人のみ行く
ものであるというふうになつとるのか。

それからもう1つ、総合福祉センターには今度高齢者のおふろができる
んですけど、これは無料なのか。それからデイも無料なのか。それとデイ
には痴呆性老人は受けられるのかどうか。その点については、オープン前
にどのように考えられとるのか、お伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） まず、送迎の問題ですけれども、送迎の体制
につきましては、2通りの体制を考えております。まず1つは、総合福祉
センターを地域により身近なものとし、他の公共施設への利便性も向上さ
せるための福祉バス、それが1つです。これにつきましては、市内を1時
間以内で巡回するため、3つのコースに分けまして、月曜日から土曜日の
間、1日4便、各コース週2回巡回する予定となっております。

そしてもう1つは、老人及び障害者デイサービス利用者として登録され
た方を対象に、おのおのの身体の状態に合わせて、各家庭またはあらかじめ
指定した場所まで送迎するデイサービス専用のものであります。寝たき
りの老人や障害者から交通手段を持たない市民の方のための送迎体制とい
う形で、オープン時点ではこのように考えておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

それと、ふろの関係ですけれども、これにつきましては現在60歳以上の老人の方々に無料で御利用願いたいと、このように考えております。ただ、それ以下の人につきましては、これは条例の方にも載せてますけども、有料という形で現在のところ考えております。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） それから、管理・運営の問題なんですけど、この施設には市直営の部分の職員さんとデイの部分と社会福祉協議会という部分も入るんですけど、全体の管理・運営の主体はどこにあるのか、その協議はどのように——運営協議委員会というのがあるんですけど、その性格を含めてちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 組織の人の問題ですけれども、総合福祉センターの人員配置ということなんですけれども、当初7月にオープン時点では合計で約9名の配置を考えております。そして、中心的にはこの9名が総合福祉センターの全体的な管理をやっていくと、こういう形になろうかと思えます。ただ、老人のデイサービス、そして障害者のデイサービスにつきましては、これは委託という形をとっております。それとあと、委託の方では調理、それとバスの運転業務、それとあと嘱託医師がまた入りますので、そういった形の職員につきましては委託という形になろうかと思えます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 総合福祉センターの最後の質問なんですけど、私は総合福祉センターの大きな問題として医者の方の常駐の問題があると思うんです。それはリバーの問題、それから高齢者福祉の問題、それから障害者の問題、こういう問題を考えると、あれだけの大きな総合福祉センターとなりましたら、何かがあった場合に備えて、やはり医者の方の常駐が私は必要だと思うんです。現在聞いとると嘱託で、これは医者の方の常駐は大体週何日ほど総合福祉センターに来られるのか。医者の方の問題についてはどのように考えられておられるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） お医者さんの配置でございますけれども、一

応今、週2回を考えております。そして、診療科目の関係がありますので、お1人が内科、そしてお1人が整形という形で、そういったお医者さんの配置を考えております。ただ、この分につきましては、泉佐野泉南医師会の方にお医者さんの派遣というのをお願いしたいと、このように考えております。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 歯科の場合はどうなるんですか。歯医者の問題は。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 歯科のお医者さんについては、ちょっと今のところまだ考えておりません。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 障害者の、児も含めて者も含めて、歯科の問題は非常に重要な問題でありますので、歯科の問題を含めて医者の週2日では対応できるかどうか非常に疑問に感じるんですけど、医者の常駐については、これはもっと回数をふやすべきではないかと思うので、その点はどうか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） お医者さんの配置につきましては、まだことしの7月から、実はデイサービスとかそういった業務につきましては初めてということもありますので、今の段階ではこういった体系でいきたいと思えます。ただ、今後当然福祉センターが動いていきますと、そういったときに今後の課題として、現実的な問題として我々の方で考えていかなきゃならないだろうと、このように考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 総合福祉センターの問題については、7月にオープンの予定になつとるんですけど、特に利用者本位の立場に立った運営というのが、こういう福祉施設の一番肝心なところであります。そういう点で、デイサービスにしろ、それから障害児の施設にしろ、利用者の立場に立った施設運営をされることを強く私は期待するものであります。その点で市長にちょっとお願いします。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 待望久しい施設でございますから、まず7月1日に無事オープンしたいということで準備をいたしております。最初、立ち上がりでございますから、100%ということもなかなか難しい面もございますし、また実際ある程度運営してみて、その都度改善すべき点も当然出てこようかというふうに思っております。

規則の方でも書いておるかというふうに思うんですが、この福祉センターの運営協議会のようなものもつくって、できるだけいろんな御意見を拝聴しながら、それを反映するような形で民主的な運営をしてまいりたいと考えております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 次に、老人保健福祉計画について質問したいと思うんですけど、老人保健福祉計画はことしで4年目に入り、2000年の目標実施に中間年となっております。先ほど谷健康福祉部長が答弁なされたように、最も高い部分で45%、低いのではゼロというふうに、到達するには極めて厳しい状況であります。特に泉南市ではホームヘルパーの部分が極めて高い到達にあるんですけど、あと在宅福祉のデイサービス、ショートステイ、在宅介護支援センター等、老人保健サービスなどは極めておくれた状況であります。特に施設サービスの部分もおくれとるんですけど、この施設サービスについては、ことしの予算でデイサービスの部分とケアハウスの部分で予算化されとるんですけど、これは具体的に老人保健福祉計画の中で位置づけられた計画であり、サービスの実施から見て予算化されとるんですから、これは可能な施設であるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

〔成田政彦君「サービスのどの時点か教えてね。サービスのどの部分を担われるのか」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） まず、平成9年度、実は金熊寺の方に特別養護老人ホームが建設される予定でございます。その中でデイサービス、それと在宅介護支援センターですか、この部分についてお願いしたいと、このように思っております。それと、あと新家の方に実はケアハウスが建設される予定でございます。この部分につきましては、デイサービスを担当

していただきたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、デイサービスを2カ所実施するという事なんですけど、具体的にもう既に市には予算化されておるのですから、デイの方で2,400万、ケアハウスで700万余り予算化されとるんですけど、ケアハウスについてちょっとお伺いしたいんですけど、ケアハウスのサービスセンターについては、この市からの資料には若干触れとるんですけど、これには施設の概要はあるんですけど、いわゆる完成がいつなのか、それから着工がいつなのか、こういうことは触れられてないし、それから特別養護老人「せんわ」は計画書が出とるんですけど、これは着工は2月25日になっとるんですけど、既に着工されとるのか、そういう点はどくなっとるのか、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 成田議員御質問の2つの施設についてですけども、実は着工というところ辺は、我々もいつごろに入るんかというのはちょっと確認はしてないです。ただ、完成についてはことしの9月の末に完成するというふうに聞いております。ただ、この9月の末の完成というのは大阪府の指導なんかも入っておりまして、9月末には完成するだろうと、このように考えております。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 福祉施設の建設についてはどのように――谷部長は把握しとると思うんですけど、いわゆる福祉施設というのは、建物じゃなくてソフトが入って初めて施設というのは成り立つと。だから、建物をつくって施設がすぐ運営できるということはないんですわ。御存じのように総合福祉センターでも4月にオープンして、3カ月かかって訓練して7月にオープンと。しかし、その前に準備室をつくって理学療法士が既に採用されとるんですけどね、少なくともそういうふうに1年前から採用されてやっていくんですけど、私が心配するのは、大阪府の指導でケアハウスは9月にできるんやと。まだ建物は何もできてないんですけどね、全然。それから、金熊寺の方も何もないという状況で、そのことが9月にできたからすぐデイサービスができるかという、これは極めて難しいんじゃないか

と思うんです。デイサービスというのは、ノウハウがない限りできない問題だから。

なぜかという、泉南市が——これはよう聞いてくださいよ。泉南市が例えば総合福祉センターを初めてつくったとき、これはノウハウがないんですわ。だから特別養護老人ホーム、府立の——あれは事業団ですか。あそこのノウハウのある団体に頼むからこそ3カ月後にできるんです。専門職たくさんいますからね。だからそれは極めて可能な——社会福祉事業団というのは大阪府の外郭団体で、僕も知っとるんですけど、専門職がたくさんおる団体ですわ。だからそれはできるんです。

しかし、民間の場合、僕は大変だと思うんですけどね。9月に完成して即デイサービスができるかという問題について、2,400万とケアハウスで700万の予算つけとるんですから、建物は完工しても、そのノウハウとかデイサービスという問題については、大阪府の、あそこは健康福祉部かな高齢者かな、そういう点については打ち合わせしとるんですか。その問題について、あそこそういうことができるということで打ち合わせして予算化したんですか、即9月にデイサービスができるということで。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 特に社会福祉施設、この分につきましては当然申請時から大阪府の方に社会福祉法人が事業なんか申請していくと。その中で当然デイサービスセンターでありますとか、こういったものについては職員配置の基準というのがございます。そして、向こうからの資料によりましても職員体制というので8人体制ですか、そういった形で人間が張りつくというふうになってます。

ただ、各デイサービスを実施するにつけて、例えば職員さんがどの程度、それは多分9月に完成するものでありますので、事前にやはり研修とかそういうのは我々なされているだろうと、このように思っております。

そして、予算の関係ですけれども、我々としましては、一応予定としてはこの2つの施設については9月に完成するというふうに聞いておりますので、それ以降の分について予算化したと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は、そういう民間の施設ができると。そら公立で全部できないのは当たり前の話ですから、それを補うためには民間の施設が

必要だろうと思うんですよね。ただ、予算化されてるもので、それは市民も期待するし、総合福祉センターができるし、特養に行けるということになったら、そういう点では非常に進むんですけど、私は特に特養の問題をちょっとね、老人デイサービスセンター「せんわ」、この特養が半年で——この特養施設というのは病院に準じた施設になるもので、非常に専門施設なんですわ。これ見たらわかるんです、設計図をずうっと。これが半年で完工してできるのかと。今何もできてないでしょう。それは予算化も既にされとるからね、ちょっと早過ぎるん違うかと私は思うんです、特養のオープンとデイサービスを9月に既に実施するというのは。

例えば、特別養護老人ホームというのは、デイでは8人ですけど、デイ以外にも職員はかなり採用しなければならないし、これは一般的には職員の採用、難しいところがあるんですからね、そういう点で2月にはまだ着工してないんですけど、着工して9月に完成し、そういうことは今の時点で果たして可能なかどうか、デイまで。私はそれを聞いとるんですわ。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） この予算化の問題ですけれども、やはり我々としましては、平成9年度に2つの施設が完成するという前提に立っております。そして、1年間の予算といいますのは、やはり当初予算に計上するのが一番の筋であると。それとあと、その予算を積算するについては、我々が得てる情報でもちまして積算して、一応10月以降からの分を予算計上させていただくと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうしたら、これは老人保健福祉計画の一環としての施設だということが明確になったもので、特別養護老人ホームが明らかにことしの9月までにできるということだから、これは責任持って市は対応しなきゃならないということですよ。単に特別養護老人ホームができるというんでなくて、老健法の一環としてここに入ってますからな、デイサービスというのは。あなたは9月にできると言っとるんだから。耐震構造があって、2階建てで、個室の老人の部屋があって、そういうのが実際できるかどうか、これは難しいと僕思うわ、実際デイも。その点の見通しについて、もう予算もついとるんだからね。ほんまにできるんならいいんですけど、私はそれを指摘しとるんですよ。

これ、期待するじゃないですか市民の方は。9月からオープンするとなったら、みんな期待しまっせ。ケアハウスでも期待しまっせ。総合福祉センターについては、100%間違いなく期待できますわ。しかし、2つの民間施設については、それも期待されますわ。そのことについて、ちゃんと責任持って9月中にオープンしてデイをすると。予算を組んどるんですからね。あんだ、見通しのこと言うとるんですよ。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） その予算計上する時点では、やはり9月の末に完成予定やというふうに我々も聞いておりますので、それに沿った形で予算計上させていただいたと、こういうことで御理解願います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は、それなら市長にお伺いするんですけど、耐震構造を含めて2階建ての——特にケアハウスはちょっと別なんですけど、最近できる特別養護老人ホームが、これは定数が70名と聞くんですけど、半年で建つなんていうことはまず考えられないし、ましてやデイサービスという専門のノウハウをつけたそういうデイを、高齢者の方を扱うそういうことも同時に行うとしたら、それができた後すぐまたそれができるなんていうことも、常識から見て、社会福祉に携わる人たちから見たら、極めて疑問な点を感じるんです。既に2,400万というデイサービスの予算がついとるんですけど、期待することはいいんですけど、私は実際ちょっと難しいんじゃないかと思うんだけど、その点はどのようにお考えですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは民間の事業でございますから、私どもはいつまでにはできるという、そういう保証というのはできかねる部分があるかというふうに思いますけれども、私も気をつけながら岩出方面へ行ったときにはよく見ているわけなんですけど、まだ着工してないと思いますね。ですから、これからもし着工してということであれば、工程的に非常に厳しい工程ではないかというふうに思います。

ただ、一応いろんな書類手続上、9月末に完成をしたいということが出ておりますから、これは今度運営の方に入りますと、当然国・府の補助金との関係、整合性もありますから、大阪府とも協議をして、一応後半の10月からという分で予算計上をさせていただいてるわけでございます。で

すから、それがもし若干遅延するというのであれば、それはもちろんその完成時点、あるいは運営時点ということになるわけですが、今のところ完成予定は9月末というふうにお聞きをしているところでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 老人保健福祉計画の施設サービスの分で、特別養護老人ホームとケアハウスの分ですけど、この中の1つとなっているこの2施設については、委託を出したんですけど、私は少し甘いのではないかと思います。

それから、老人保健福祉計画は2000年に目標値を達成するという問題があるんですけど、私はもうそろそろこの目標値の修正を——国は幾つかもう大体そんな感じなんですけど、市としていわゆる老人保健サービスの問題で、老人訪問看護、訪問指導などいろいろあるんですけど、いわゆる目標値の修正が必要ではないかと私は思うんですけど、後退という意味ではなくて、財政的に見てももう一遍見直しが必要な時期に、中間年に当たって見直しが必要ではないかと思うんですけど、この点どのようにお考えですか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 平成6年につくりましたゴールドプランの見直しですけれども、我々としましてはこのゴールドプランの見直しについては、見直しがあるときには多分全国的に見直しがなされるだろうと、このように思っております。ただ、その各年度、各年度の例えば達成率とかというのは我々ずっとつかんでるわけですけども、ただ1市だけでその数値を見直しするというのはできないのと違うかなと、このように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 中間年に当たって今特に必要なのは、泉南市の福祉の中心施設として総合福祉センターができ、先ほど申しましたケアハウス、それから特別養護老人ホーム、泉南共同作業所、それから府立の特養、そういう点で見ればかなり泉南市の福祉水準は上がるんですけど、しかし行政が——老人保健福祉計画では調整連絡機構というのをつくって、在宅福祉についての連絡調整機関を設けるべきだという、こういうことがここに

書かれております。それから、泉南市の医療調査報告でも在宅福祉については総合的な連絡調整が必要であると。デイセンターでも3カ所あるんですから、3カ所できた場合、ばらばらでなく、そういう在宅福祉の調整、総合的な連絡体制をつくるべきではないかということが老人保健福祉計画にも述べられておるんですけど、4年たってこの連絡調整チームというのはできているのか、機能しているのか、つくっていくのか、それをちょっとお伺いしたい。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 調整チームというんですか、そういったものを泉南市としてつくっているかという御質問であったと思いますが、実は現在泉南市の方に高齢者サービス調整チームというのがございます。これで関係者が集まって、こういう調整チームをつくりまして、そのサービスをどういうふうにしていったらいいかとか、そういう問題について議論してるわけですけども、現在のところ高齢者サービス調整チーム、このチームで検討いたしております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、それは泉南市地域ケアシステムということで、在宅介護支援センターと施設と病院、保健所、保健センター、消防署、そういうのとは常に連絡をとり合って在宅介護福祉をやると、そういうことですか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） このサービス調整チームのメンバーの中には、施設関係の方も入っていただいておりますので、その辺で調整をしております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、老人保健福祉計画と総合福祉センターの関係は極めて重要な役割になるんですけど、総合福祉センターには福祉事務所は入らないんですけど、総合福祉センターの果たす役割としてデイサービスが今度あそこにできるんですが、デイサービスの部分と、あそこに市役所からは理学療法士とか保健婦とか、それから介護指導員ですか、そういう人たちが移ってくるんですけど、その点での総合的なものはどのようになっているんですか。最後にそれを聞きたいんですけど。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） この調整チームの中では、当然各施設の今後ふえていく施設も含めまして、やはりサービスの供給量というのを考えていくということでございます。そして、当然その中には総合福祉センターで行うサービス、また提供量なんかも含めて、要するに全体の形でそのサービスを考えていくと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 総合福祉センターの運用については、くれぐれも施設間における十分な連絡をとり合って、利用者に利用しやすいそういう施設にしてほしいと強く願います。

それと、高齢者の問題で、ひとり暮らしの老人の食事の問題が今極めて大きな問題となってきています。各市では、鹿児島から北海道まで市によっては直営で食事をつくって社会福祉協議会が配送しとるとか、ボランティアで配布しとるとか、いろんな状況なんですけど、泉南市の場合は社会福祉協議会が今、給食サービス事業として600円の食事を、これは月1回ですか、やっとなるんですけど、これでは高齢者の——そういう点では極めて要望が強いんですけど、高齢者の御夫婦でも80歳以上になると食事がつくられないということで、食事をほとんど1日に1回ぐらいしかなさらないとか、独居老人の方だったら80歳以上過ぎると外へ出られないから食事を我慢すると。あるいは病院から出てきて、病院の給食を受けとったんだけど、すぐには食事ができないという非常に深刻な状況が今、これは全国そうなんですけど、テレビでも報道されたんですけど、給食が必要ということが今特に都市部では非常に大きく叫ばれとるんですけど、今社会福祉協議会が月に1回やられとる食事では、とても対応ができないと思うんです。

それはちょっと福祉にお伺いしたいんですけど、今独居老人、ひとり暮らし老人というのは大体どの程度おられて、いわゆる配食する世帯は何軒ぐらい、社会福祉協議会では月に何人ぐらい配送されとるのか、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） まず、今こちらの方で把握しております独居老人の数でございますけれども、605人でございます。そして、現在社

会福祉協議会の方で配食サービスを行っておりますけれども、月に304人と、こういうふうになっています。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 304人、これは給食をする場合は国から補助金が出ると聞いとるんですけど、それをお伺いしたいのと、私は、すべて給食は必要でない人もおるかもわからないんです。だから少なくともアンケートなどをとって、毎日配送できるように努力すべきではないかと思うんです。今度総合福祉センターができて、あそこには給食部門が日常的に、デイサービスとして給食をするという施設もできるし、そういう点ではできないことではないと思うんです。

最近では、泉州でも平成9年度からは泉大津のデイセンターで週3回の配食を行い始めたということで、少なくとも月1回のを週数回にはふやす体制というのが切実に——よく言うんですけど、高齢者のその年になってみなけりゃわからないということではなく、やっぱり高齢者の立場に立って、特に食事の問題は生きていく上で絶対欠かせない問題だと思うんです。その点で、304人で予算的にはそんなに問題ないと思うんですけど、国から補助が多分出ると思うんで、その点どうですか。予算的に見て、よそはもうやとるんですけど、そういう高齢者の立場に立った給食サービスが必要だと私は思うんですけどね。その点はどうですか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 高齢者に対する給食サービスの問題でございますけれども、これにつきましては、先ほども申しましたように社会福祉協議会の方で月に1回給食サービスを実施しています。これは市からの委託という形でやとるんですけども。それで、平成9年度より高齢者のデイサービスが始まります。そして、デイサービスのメニューとしましても給食サービスを実施します。ただ、このデイサービスにつきましては、例えば調理のできる限度とか、あるいはそのほか配食サービスといいますか、国制度でいきますと週に4日、そして1日1食程度、そしてなおかつ利用者が30人以上の配食、こういったものについて国の補助金が2分の1、そして府の補助金が4分の1と、こういった制度になっております。そして府の制度もまたございますが、ただ我々としましては、まずデイサービスの方で実際に給食サービスを行いますので、あとどれぐらい配食サ

ービスに持っていけるかと。それと、あと現在単独で無料という形で給食サービスを行っておりますけれども、実際に原材料費等実費をいただきますとどういった形になるか、その辺もこれから我々としても検討していきたいと、このように思っていますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 高齢者住宅ということで鳴滝地区には何億円というお金をかけて、そら早急に早急につくっていくんですけど、300食、大体500円程度だと思いますわ、これ。全部でいって15万円、予算からしたらわずかなんですけど、調査するて、実際実態として300の方がいますし、アンケートとるだけで半分かどうかわかりませんがね、私はそれほど難しい問題ではないと思うんです。

配送の問題は、社会福祉協議会の方がやられるのかボランティアの方がやられるのか、その問題については若干問題があるんですけど、予算的に見て週1回、それから人数の対象者から見て週二、三回程度だったら、調査するというよりこれはやる気があるかどうかという問題ですわ、はっきり言って、僕に言わしたら。ましてや喜ばれることに間違いはない、そういう制度ですわ、これ。間違いなく喜ばれる制度ですわ、これは。

そういう点で将来私も、わからないけど、独居老人になる、そういうときに温かい食事が毎日配送されるのは、やっぱりいい制度だと私は思うんですよ。どうですか。これもまた市長に聞かなあかんですな。どうですか、市長。

〔成田政彦君「原課でもいいよ。市長でなくてもいいよ、別に。助役でいい」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 給食サービスの件ですけども、今現在は健康福祉部長の方から社会福祉協議会に委託して、月1回という形でサービスを行っているところでありますが、今いろいろ質問者の御意見も、アンケート調査なんかをとったらどうかというようなことも御指摘ありました。そういう面も含めまして、これからの実施に向けての検討課題ということにいたしたいと思います。

以上でございます。

〔成田政彦君「何分までかな」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 34分までですから。成田君。

5番（成田政彦君） 調査という問題より、お金がないという問題より、これは政治としての姿勢の問題ですわな。これは姿勢の問題だと思いますわ。1,000人も2,000人もの人に食事配給するわけじゃないし、弱者に対する温かい施策と私は思うんです。だから、政治姿勢として食事の、どこが早くやったとかそういう問題でなくて、当然これは国でもやるべき問題なんですけど、政治姿勢としてそれをやるべきだと私は思うんですけどね、今月1回のを週2回とか。助役で答えられなかったら、市長はどうですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この福祉施策というのは、これから大変難しい課題——全体を見た場合ですね。一方では高齢者に対する祝い金とか、健常者に対する措置もやっておる。一方では非常に苦しんでおられる方々に対しての助成もやってると。その数というのは減っていかないと思うんですね。だんだんふえていくわけでありまして。そうなりますと限りなく支出そのものがふえてくるということでございますから、やはり福祉行政全般を——給食とかそういう個別もあるんですけども、トータルとして今後の福祉行政をどうしていくべきかという基本的な部分から検討していかないといけない課題だというふうに思っておりますので、それらも含めて行革の中でも少し書いておりますけれども、9年度の課題の中にいろんなことも書かしていただいておりますから、そういう点も踏まえて今後のあり方を検討したいというふうに思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） ちょっと消極的なように聞こえるんですけど、早急に実現されることを私は強く要望いたします。

まだ4分ほどあるそうですから、次に埋蔵文化財センターの問題について、4月27日にオープンされるんですけど、問題は大苗代から行く道と、新家の道もそうなんですけど、それから一丘団地から行く道に歩道がなく、これは団地の人からいろいろ聞いたんですけど、車で行ける人はいいんですけど、歩いていくには大変だと。特にオープンされることは非常に望まれるんですけど、あの狭い道に日曜あたり大混雑が私は予想されると思うんです。それはやむを得ない点もあるんですけど、あの大苗代の部分のあの辺に歩道をぜひ——埋蔵文化財センターがオープンするのにすぐは

できないかわからないんですけど。それから一丘団地からプールの横を抜けて、テニスコートを抜けて埋蔵文化財センターに行くように遊歩道をやっぱりつけるべきだと私は思います。絶対その問題はすぐ出てくると思うんです。まず出てくる問題ですけど、その点については教育委員会は、ガードマンが立ってやるかどうかは別として、その点はどうなんですか。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 埋蔵文化財センターに対するアクセスの問題でございますけども、前面道路につきましては、あれは府道でございますので、大阪府に対しましては当然歩道の部分——バックして建設事業をやっておりますので、その部分については、教育委員会としては道路敷になる予定はあるということでございますので、直接の部分につきましては府の方をお願いをしてみたいというふうに思っております。

周辺の道路、またいわゆる遊歩道の整備ということでございますけども、その部分につきましては教育委員会の所管外ではないかなというふうに思っております。

それと、相当混雑されるんではないかという御質問でございますけども、そう一時にたくさんの方が埋蔵文化財センターの方にお越しいただけるといようなことは、ないのではないかとこのように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 理事者の答弁がちょっとまずい答弁なされたんですけど、私はもちろん日曜日になったら大混雑するのは間違いないと思います。そういう点で歩道の整備をひとつお願いしたいと思います。

あと何分ですか。

議長（林 治君） あと2分。

5番（成田政彦君） 最後は一丘団地の問題なんですけど、老人集会所の前の駐車場についてはいつごろオープンの予定なのか、それを最後にお伺いしたいんです。

議長（林 治君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 先ほども答弁しましたように、最後の調整が残っておりますので、私の考えとしては秋ごろできるんではないかと、かように思っています。

議長（林 治君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

午後 3 時まで休憩をいたします。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 2 5 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入るに先立ちまして、先ほどの成田議員の一般質問における理事者の答弁に一部訂正の申し出がありますので、この発言を許可いたします。赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。先ほどの成田議員からの埋蔵文化財センターについての御質問の中で、教育総務部長の方から答弁中、大変不適切な発言がございましたので、おわびをして訂正をさしていただきたいと思っております。

開設後の入館者の数につきましては、海会寺広場の利用者等も考える中で予想できないところがございますので、我々教育委員会といたしましては、市民文化の向上という意味でより多くの来館者を期待しているところがございますので、道路条件その他につきまして、その状況を見ながら関係部局と協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ここにおわびをして訂正を申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 御指名をいただきました日本共産党泉南市会議員団の和気 豊でございます。

質問に入ります前に一言申し述べてまいります。去る2月25日以来マスコミで報じられた金銭授受問題は、2月26日の各派代表者会議で、贈ったとされる堀口議員、受け取ったとされる山内、島原両議員は、いずれも6月中旬ごろと時期を含めて授受の事実を認めました。翌日事務局を通して返却の意思を示し、行動を起こされた島原議員は別として、堀口、山内両議員の責任は重大であります。

また、金銭授受があったその直後の6月議会で白紙撤回が行われた事実は、決して見過ごしにはできない問題であります。今後、徹底説明が待たれるところであります。贈収賄事件になるかどうかは別にしても、今判明

している事実だけでも堀口、山内両議員の行為は辞職に値すると考えます。この問題について市長の御見解をお示しをお願いします。

さて、私は、消費税５％の引き上げ、特別減税の廃止と医療保険に係る負担の増大による総額９兆円にも上る国政史上始まって以来の大収奪から、市民の命と暮らしを守り、市民こそ主人公の立場から質問をしてみたいです。

大綱第１の質問は、消費税問題と弱者対策についてであります。

その１は、国民健康保険事業の改善についてであります。日本の税制の根幹は、言うまでもなく能力に応じて税を課するという累進性を原則としてきたところでありますが、今回の５％への引き上げは、それに違背した逆進性をさらに拡大するものであります。政府・与党は、未曾有の財政危機に直面し、国の借金をこれ以上ふやさないために痛みを分かち合うと、脅迫まがいの議論を展開しておりますが、しかし国、地方合わせて４００兆円を超す借金財政の元凶は、これまでのアメリカと大企業本位の政策にあることは、国会の論議や最近のマスコミ報道でも明らかになってきているところであります。

すなわち、その１つが巨大プロジェクトへの国家財政の垂れ流しにあります。現橋本総理が大蔵大臣時代にアメリカから押しつけられた６３０兆円にも上る公共投資基本計画を消化するために、国民の下からの要求積み上げの事業とは遠くかけ離れた福井港や石狩湾新港の整備などに典型的に見られる巨額の浪費にあったことは、言うまでもありません。さらにさかのぼれば、関西国際空港関連事業のりんくうタウンの造成や泉佐野コスモポリスも、それを先取りした浪費型巨大プロジェクトの一端を担ってきたものであります。

今やだれの目にも明らかになってきた巨大プロジェクトとその財政破綻のツケを市民に押しつける国の消費税の増税に、まず自治体の首長としてどういう認識をお持ちになるのか、またどういう立場をおとりになるのか、お伺いをしてまいります。

次に、消費税増税を初めとした９兆円の国民負担が、どう市民生活に影響を与えるのか、とりわけ市民の中でも収入所得に比して最も税負担率の高い国保加入世帯への影響と、その対策についてお示しをお願いします。

その２は、水道事業における福祉料金制度の導入についてであります。

消費税 5% の影響を最も厳しく受けるであろう高齢者、障害者、母子家庭、生活保護家庭など低所得者の皆さんに対し、せめて市でやれる救済策の 1 つとして検討を約束いただいております。制度導入についての検討結果についてお示しを願います。

大綱第 2 点目は、市民病院建設など地域医療の拡充についてであります。

その 1 は、府保健医療計画への対応についてであります。市の国・府の低医療化政策追随のツケが今日市民病院建設を困難に陥らせておりますが、それは一に市の政策選択がもたらした結果であり、市民にはいささかもその責任を転嫁できるものではありません。ましてや、府が 61 年の済生会泉南病院の高度救命化の約束を丸 10 年間さぼり続け、さらに全体構想反対決議の白紙撤回の貴重な見返りとして、泉南医療施設整備構想素案なるものを持ち出してお茶を濁そうとしている今、6 万市民の医療要求にこたえるためには、まさに市民病院の建設が何よりも重要であると考えます。そのためには、市が市民病院建設の障害の 1 つとしている府保健医療計画の見直しについて、これまでどう対応されてきたのか、また今後の対応についてお示しを願います。

その 2 は、済生会泉南病院の高度救命化の約束への対応であります。市はいわゆる素案を府の約束履行の到達点と考えておられるのか。市民の疾病、死亡状況や、そこから来る市民の医療ニーズとの関係でお示しを願います。

その 3 は、休日夜間診療についてであります。いつまでも事務連絡会ではなく、関係 2 市 1 町の首長の政治判断を先行させる必要性をかねてから主張してまいりましたが、それこそ素案の中に位置づけられ、力強い裏づけができたわけでありますから、その点では市長レベルでの会議で指導性を発揮できる立場に立ったと思われませんが、取り組みの現状についてお示しを願います。

大綱第 3 は、墓地公園計画の具体化に向けての取り組みについてであります。

候補地決定のための地元説明会に既に入っているとのことではありますが、泉南市墓地公園建設候補地調査業務報告書——以下報告書と言わさせていただきますが——で挙げられている 4 候補地の中で、金熊寺、位井池周辺地を最適地として選んだ経過と根拠についてお示しを願います。

大綱第4は、地場産業の振興についてであります。

その1は、新農政、新食糧法への対応と市農業振興についてであります。10ヘクタール以上の耕作田畑を所有し、年間の就労日数270日で1,000万円以上の純利益が上げられるいわゆる大規模農家を保護育成していかうとする新農政では、泉南市でそれに該当する農家は1つもなく、府のかるかも計画で花卉団地に参入できる一部の農家を除いては、新農政による国の施策からは泉南市の農業、農家は切り捨てられることは避けられません。

また、新食糧法のもとでは、政府による米の買い入れは備蓄用に限るとされ、米流通の主体は自主流通米など民間流通になりました。その自主流通米の価格はこの2年、一部の銘柄を除いては下がり続けています。もちろん新潟や東北の米中心の生産地とは違って、米以外の農作物に依拠している泉南市農業とはその影響の度合いが違いますが、全く影響皆無とは言いきれません。とりわけ米の輸入自由化と拡大する減反政策、各種農作物の輸入と価格破壊から泉南農業を守り、振興させるために、どう対応していかれるのか、お伺いをしてまいります。

その2は、大型店出店への対応についてであります。

5年前の1992年に大規模小売店舗法、大店法が改正され、大型店の調整処理期間の短縮、地元商業調整協議会を廃止し、大規模小売店舗審議会での審議にゆだねる、出店表明や事前説明の廃止、第一種と第二種の大規模店の境界面積の引き上げ、地方自治体による独自規制の制限、輸入品売り場の特設など大幅に規制緩和がなされました。

さらに、94年から通産省の省令と通達によって、規制対象案件の大幅緩和や1,000平米未満の新・増設は原則自由、開店後1年以内となっていた増床制限が半年に緩和、テナントが不確実でも大店審の審査にかけられ、テナントの入れかわりが自由、手続の簡素化、意見聴取の簡略化、閉店時刻、年間休業日数の大幅緩和、閉店時刻が午後7時から8時に緩和され、8時以降の閉店時刻も届け出すれば年間60日を限度に1日1時間まで延長が可能、年間休業日数は44日から24日に緩和し、年間2日まで休業の削減が可能と一層の緩和がされ、事実上限りなく廃止に近い運用改正がなされました。

こうして、大店法の網にかからない中型スーパーの出店がこの数年大阪

でも相次ぎ、89年から93年の5年間で見ても、府下で年間販売額が415億円。ちなみに百貨店は62億の売り上げ減少を増加させています。こうした事態のもとで、地域の小売店の転廃業が激増しています。泉南市での大型出店の現状と市の対応についてお示しを願います。

その3は、特紡繊維の活性化についてであります。

この二十数年間、堺・泉州地域経済、とりわけその中心を担ってきた泉佐野のタオル、泉大津の毛布、泉州全域に展開している特紡繊維などは、輸出の減少、輸入の激増等によって、最盛期から見ると約3分の1に激減をしています。それに加えて、消費税率引き上げによりさらに景気が後退することは、日銀短期観測も経済企画庁も認めており、中小企業が圧倒的に多い泉南地域の繊維が窮迫することは避けられなくなっていると、泉州銀行の業況の実績と見通しの中でも明らかにされているところであります。

泉南市での特紡繊維の現状と活性化に向けての取り組み、とりわけこれまで機会あるごとに提起してまいりました海外からの輸入攻勢に対応するための中小企業基本法第22条の適用や、セーフガード、緊急輸入制限の発動について、そして下請賃加工が圧倒的に多い当市繊維にとって、下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法など実態に即した対応などの研究、そして何よりも振興策の確立など、検討の結果をお示し願います。

その4は、地場産業振興条例の制定について見解をお示し願います。

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、この間からの新聞報道についてでございますが、これはもう何人の方にもお答え申し上げておりますように、もしそういう記事が事実とするならば大変残念なことだというふうに思っております。

それから、消費税の5%へのアップの問題でございますけども、御承知のように消費税は平成元年4月から導入されたわけでございますが、3%ということで今日に至っているところでございます。今度5%ということでございますけども、これは減税とセットで決められたという経緯があるわけでございますけども、今度5%ということになりますと、やはり相当な家庭負担になるというのも事実でございますし、消費税そのものの逆進性の問題でありますとか、いろいろ課題もあるわけでございますので、も

ちろん今後の行財政の健全化という面からいきますと、当然いろんな角度から検討しないといけないわけですが、政府としましてもやはり歳出全般の削減という問題に取り組む必要があるかというふうに思っております。その中で税制の議論というものが出てくるというふうに思っております。

しかしながら、この4月から5%ということにもう決定されているわけですので、これらに対して我々自治体として、特に私ども水道事業会計を持っております関係上、どう対応するかというのが大きな課題ではなかろうかというふうに思っております。これは、後ほどまた水道の方でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、医療の関係で、保健医療計画の見直しについての御質問でございますけれども、昭和61年の医療法の改正によりまして、このベッド規制が決められたわけでございます。その後、平成5年に一部見直しを実施されております。その内容といたしましては、大阪府内を4つの二次医療圏に分けまして、泉南市はそのうちの南部医療圏に属しておりますが、医療圏ごとに既存の病床数を計算し、二次医療圏で必要とされる病床数を比較し、既存病床数が上回っている場合、病床規制がなされるというものでございます。現在こういった状況の中で病床規制が続き、公的病院といえども建設が不可能になっているということでございます。

しかしながら、公的な市民病院等を持たない市町村にありましては、この規制が大きな弊害になっているのも事実でございます。こういった経過を踏まえて、市民病院を持たない市町村についてのこの規制の適用除外ということにつきまして、今後も引き続き要求、要望をしまいたいというふうに思っておりますし、また次期見直しの時点におきましては、こういうことのさらなる改正、この点を強く求めてまいりたいというふうに存じております。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 私の方から、議員御質問の3点について御答弁申し上げます。

まず、消費税問題と弱者対策についての国保の加入世帯への影響及びその対応ということでございますけれども、今回予定されている消費税率の改定によりいろいろ負担がふえ、市民生活はさらに厳しくなると、このよ

うに推察されます。当然、国保事業も消費税が上がることにより負担する経費はふえ、ますます事業の運営は難しくなると、このように考えております。

ただ、多額の累積赤字を抱え、そして一般会計の繰り入れにより現在そういった収支を運営しているところでございますけれども、現在の国保の財政状況を考えますと、現行制度のもとで運営してまいりたいと、このように考えております。なお、非常に厳しい財政事情の中で一般会計の繰り入れにより平成9年度は額にして5億6,900万円、こういった形の繰り入れをお願いしまして、被保険者の負担の緩和を図り、事業運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

それと次に、済生会泉南病院の問題でありますけれども、そのうちの高度救命化の府の約束について答弁させていただきます。

済生会泉南病院の整備につきましては、昨年8月に大阪府より泉南医療施設整備構想の素案が提示されたところであります。この素案の整備基本理念として、地域住民が安心して暮らせる健康・福祉社会の形成を目指した保健・医療・福祉の地域ケアシステムの中核的医療施設として整備を行い、地域医療機関との連携等による新しい医療ネットワークの構築を図ることとなっております。

議員御指摘の高度救命化ということにつきましては、済生会泉南病院の再整備の中で検討しながら考えると、こういったことであります。ただ、関係機関の協議において、入院治療機能においては病床数に制限があり、住民ニーズに応じた多くの疾病領域においてその対応を行うことは困難であるため、診断機能において高度専門化を図った医療対応を行い、高度確定診断において必要となる専門医の充実強化、専門的高度診断機器の整備充実が必要であるとの意見もございます。このような事柄について総合的に判断し、さらに近隣の市民病院や国公立病院、あるいは泉州救命救急センター等とのネットワーク化も含め協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

それと、休日夜間診療所についての進捗状況でございますけれども、休日夜間診療所の進捗状況は、昨年大阪府より提示のありました素案の中に、地域住民の切実な要望である休日診療所が位置づけられております。また、泉州保健医療協議会におきましても、もう1カ所の必要性について協議す

ると提起されているところでありまして、設置に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、この問題につきましては、従来より2市1町で立地条件あるいはハード面等を協議してきた経過もございます。素案に基づく計画を進めてまいりますと、場所が泉南市ということになっておりますので、現在阪南市、岬町に対しまして合意を得るための働きかけを行っているところでございます。さらに、医師会等との調整も同時に進めなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 消費税問題と弱者対策について水道部より御答弁を申し上げます。

まず、消費税の件ですが、消費税法が導入されましたのは平成元年ということですが、当市の水道料金には現在もその消費税の転嫁はしていないということでございます。それと、この消費税の転嫁につきましては、現状では転嫁をしなくても企業の内部で頑張れるだけ頑張っていると、このような状況であります。しかし、水道企業としましては、納税義務を負う企業という内容となっておりますので、当然納税はしているということになっております。今後、この消費税については、水道企業会計の財政状況をもしっかり勘案しながら慎重に検討する必要があると、このように考えております。

それと、水道料金の弱者対策について検討の結果はどうかと、この件でございますけれども、水道部としましては、公営企業であるというような観点から、本施策を実施するについては、近隣市の方が実施をしているように一般会計からの財政の繰り入れが必要ではないかと、こういうふうに考えております。つきましては、今後とも内部で協議を進めてまいり、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 墓地公園計画についてお答えいたします。

墓地公園計画については、現在建設候補地の周辺の住民の方々に計画についての市の取り組みや考え方につきまして御理解を賜るべく説明会を開

催しているところでございます。新年度には、墓地公園、火葬場の基本計画を策定し、具体化を図ってまいりたいと考えております。

また、墓地公園構想策定後かなりの年月が経過していますので、計画の策定に当たりましては、本市の状況に合わせ規模、事業費など見直しが必要であると考えております。考え方としましては、造成につきましては大規模な造成を行わないで、できるだけ自然地形を生かした造成計画とし、また施設計画につきましては……（和気 豊君「そんなこと聞いてないんやから。候補地を選んだ経過と根拠について聞いている」と呼ぶ。発言する者あり）

議長（林 治君） 不規則発言はやめてください。

市民生活部長（竹中寿和君） （続）どうも失礼しました。A、B、C、いろいろ候補地があったわけでございますけども、A候補地を選んだことにつきましては、特にアクセス条件、用地の問題等で他の3地区に比べますと有利であると考えられました。また、都市計画道路泉南岩出線から上水道の供給が可能であるということからも、現実的な事業の実現性を考えた場合、位井上池、位井下池付近が最もすぐれていると判断しましたので、整備適地として選定いたしましたわけでございます。よろしく御理解のほどお願いします。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員の地場産業の振興関係につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、新農政、新食糧法への対応と市農業振興についてということでございますけれども、近年日本の農業は、米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化、また慢性的な担い手不足、高齢化、農地の耕作放棄等さまざまな問題が顕著になっております。そういう状況の中、本市の農業において急速な都市化の進展に伴い、農地の減少及び分散化が進んでおり、また生産環境の悪化、農家の高齢化、担い手不足等、非常に厳しい状況にあります。しかしながら、このような状況下において、野菜、花卉、果樹等の作物と稲作との組み合わせにより、府下における生鮮野菜の供給基地として収益性の高い農業経営を展開しております。

本市といたしましては、平成6年度に策定しました農業経営基盤強化促進に係る基本構想をベースとした認定農業者への情報提供を初め、経営セ

ンスにすぐれた若手の農業従事者の育成、魅力ある農業の確立を目指すとともに、泉州地域農業改良普及センター、泉南市農業協同組合との連携により農業に関する各種相談への対応等、地域農業の振興策を行っております。

また、泉南市地域環境保全型農業推進方針を策定し、環境に優しい農業の取り組み方針を提示し、住民への理解、環境への配慮を考慮した都市型農業の確立を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、ため池や水路の改修等、農業生産基盤の整備を行い、本市農業の構造改善の早期実現を目指したいというふうにも考えております。

今後とも、各個別の農家への対応、基盤整備を核とした面整備、両方の面から農家への支援を行っていききたいというふうに考えております。

次に、大型店出店への対応でございますけれども、本市の小売業の推移は、店舗数でやや減少し、年間販売額や売り場面積も減少しつつあります。府下平均と比較すると経営規模の零細化がうかがえます。

一方、消費者の地元の商業施設に対する評価につきましては、大型店、商店街、小売店とも満足度が高くなりつつありますが、大型店に対する満足度が小売店を上回っております。また、本市におきましても、大規模小売店舗法の規制緩和に伴う大型店の出店増加により、小売商業店舗においてさらに厳しい状況でございます。

このような状況の中、地元小売商業としましても、市内共通商品券の発行、消費者還元のアサヒデーの実施などの販売促進や研修会等の活動を行い、商業の活性化に向けて取り組んでおります。本市といたしましても、個別商店の経営改善や商業集団活動の活性化について、商工会等関係機関と連携しながらその支援に努めてまいりたいと考えております。

また、大型店と中小小売業者がそれぞれの特性を生かした機能分担が行われ、中小小売業の事業活動の機会の適正な確保が図られ、消費者利益の保護と均衡も図られるように努めていかなければならないというふうに考えております。

次に、特紡繊維の活性化でございますけれども、本市の地場産業でございます繊維業は、大企業の合理化、海外への生産システムの移転に伴う受注の減少、納入単価の切り下げ等により厳しい状況でございます。

このような状況の中、先進的な事業展開を見せる事業所や業種転換を目

指す事業所、あるいは異業種間での交流の動きも一部見られるようになってきております。しかし、大部分の事業所は決定的な打開策を見出せない状況にあり、業界としての沈滞ムードは否めないものがございます。

本市といたしましても、繊維業の現状と将来の展望を踏まえ、経営基盤安定のため、情報の収集、技術開発、人材育成等について、国・府、商工会等の関係機関と連携しながら、繊維業の活性化のために努力してまいらなければならないというふうに考えております。

次に、振興条例についてでございますが、現在の景気は緩やかな回復の動きを続けておりますけれども、本市の地場産業であります繊維業を初め商工業を取り巻く環境は、今なお厳しい状況にあります。このような状況の中、本市としましても商工業振興のため各種施策の展開に努めているところでございます。

御質問の振興条例の制定につきましては、先進地の調査等も行いましたが、確かに条例は商工業振興の指針となるものではあります。具体的振興策については、行政がどのような振興策を実施するかが課題であるのではないかというふうに考えおります。したがって、現時点では振興条例の制定については考えておりませんが、商工業振興施策の展開について今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） まず、市長の御答弁なんです。消費税の増税に伴う特別減税の廃止その他総額9兆円の大収奪問題で、市長の認識と今後どういう立場でこれに対応されていくのかということで、消費税の転嫁の問題等、具体的に各担当課からはお伺いをしたわけですが、市長の総括的な見解、立場、こういうものをお示しをいただきました。賢明な市長にとっては、ちょっと私の質問をお酌み取りいただけなかったのかなと残念なんです。その点もう一度お願いをしたい。時間はたっぷりありますが、重複して質問はしたくありませんので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、府保健医療計画の問題ですね。これまでどう対応してきたのかということと、それから医療法の問題については私聞いてないんですね。府保健医療計画の問題についてお聞かせをいただきたいというふうに

聞いたんです。平成5年ではなくて、63年に府保健医療計画が6月にわずか2日間の審議で決定をされているわけですね。ちょうど来年はその10年目になるわけです。5年、5年の見直しということがその場でも決定されておるわけですから、来年に向けてどう今から遅滞ない対応をするのかということと、そしてこれに対して、何も間際になって泥縄式にやるのではなくて、これまでやはり泉南市にかかわる非常に重要な問題ですから、これに対してどう対応されてきたのかという、その辺の取り組みのことについてもお示しをいただきましたかったわけですが、これはよく聞いておりましたけれども、谷部長からもお話はなかったということで、ぜひとも市長に決意を含めた存念のほどをお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

それと、この保健医療計画の問題については、厚生省の担当課は医療対策課ですが、これはどういうふうな見解をとっているか。そのことについて、当然今までの長い経過の中でその辺はおわかりになっているだろうというふうに思うんですが、その辺も含めてどう対応されてきたのか、その辺を具体にお示しをいただきたい。この辺は極めて重要なことでもありますから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、その辺からよろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に消費税に関しまして市の対応ということでございますけれども、総括的にということでございます。お示しいただきましたのは、国保あるいは水道事業ということでございますけれども、国保につきましては先ほど部長答弁いたしましたように、保険料の軽減ということについては非常に難しいし、現時点では考えておらないわけでございます。ただ、できるだけ現在の料金体系で可能な限り頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、水道事業会計につきましては、転嫁をしていないということでございます。ただ、実態としては当然納付というものがあるわけでございますから、それは当然義務づけられておるわけでございます。

泉南市といたしましては、今回4月から5%にアップになるわけでございますけれども、当面転嫁はしない形で、できるだけ現在の料金体系で頑張っていきたいというふうに思っております。今後いろんな、特に府営水の

動向が気になるわけでございますけれども、そういう事態が発生したならば、そのときの時点で再度検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、保健医療計画でございますけれども、61年に医療法の改正がされましたけれども、それによって一定のこういうような規制というものが出来てまいったわけでございますけれども、私といたしましては、済生会泉南病院とのかかわりもありまして、その都度大阪府の方にもこの撤廃なりあるいは特例病床という形での増床をお願いをしてきたわけでございますけれども、なかなかそのあたりが非常に厳しい状況でございます、当面済生会については現行病床で建てかえをやっていくという考えでございますけれども、この医療計画が見直された時点では、当然そういう次の段階ということも済生会の展開も含めて考えていく必要があるということで、これは大阪府に対しましても申し上げているところでございます。

いずれにいたしましても、常々特に私どもの方はそういう市民病院がないわけでございますから、これらの大変大きな支障になっておりますこの医療計画の見直しについては申し上げております。今後ともそういう趣旨で頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 府の保健医療計画、これは国に言わせれば非常にここに重みを持ってのるんですよね。いつも医療法、医療法ということで、医療法から出発されるわけですが、それにかかわっての保健医療計画ですね。この問題で厚生省の担当課の方に、ひとつ法の改正なり計画の見直し——計画は大阪府がつくったんですけれども、医療法との兼ね合いでこれは抜きにできない計画ですよね。そういう点では国への働きかけ、こういうことはなされたのかどうかですね。特にいわゆる反対決議白紙撤回に絡んで、当然この辺も国や府に1つの大きな泉南市の空港関連地域整備の課題でもあったわけですし、明確に約束をいただいている問題であったわけですから、済生会泉南病院を含めて泉南市の高度救命医療の整備については、当然国へも働きかけになっただろうというふうに思うんですが、その辺の国の対応があればお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思うんですが。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この問題について、特に厚生省に直接お願いに行ったということはございません。大阪府を通じて行っているところでございま

す。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） そこが問題なんですよね。私どもたびたび厚生省の方にもこの問題で詰めた話をしに行っておりますけれども、国は医療法はあるけれども、政令はあるけれども、やはり具体には一番現地の都道府県がよく事情を知っていると。この辺の計画、これが当然見直されればそういう手かせ足かせは取れるんだと、こういうふうな言い方して逃げるんですよ。そこにつけ込めるんですよ、ある意味ではね。だから、いつも医療法を出されるんだけれども、そういう法改正や政令改正、それがもともなってるわけですから、いつも言われるように。それじゃ、何で国に物を言わなかったのか。あるいは白紙撤回のときにも当然言う機会もあったわけですし、その辺をひとつ明確に踏まえて、計画が変われば泉南市の6万3,000市民、そのうちの7割の皆さんがたって要望されている第一級の要求である市民病院の建設が可能になる、こういうことになるわけですから、その辺を当然確信を持って行動にも移れるわけですから。

まさに来年は10年目の節目のときです。5年ごとに見直しをするというふうに言っているわけですから、その辺はやはり腹に据えて確信を持って動けるのか。それともやっぱり法律があるでと、この辺がある限りなかなかしんどい話やでということで、半分後ろ髪引かれるような立場で恐る恐る臨んでいくのか、大きな違いがあるというふうに思うんですよ。

その辺で私は、やはり泉南市が、これまで11年目になるわけですが、その辺本当にやる気を示しているところなどにアタックをしておれば、当然今私が申し上げたようなことは門戸が開けておったと。あえて私が老婆心ながら言わせていただいているわけですが、そういうこと抜きに具体的に状況把握、現状把握した上で対応ができたはずなんです。

ほんとにそういう立場で、先ほどちょっと、見直された時点でというふうな言われ方をしたんですが、まさにこの見直しについては市が積極的にアタックする。高石などに働きかけて、あるいは岬町もそういう点では町レベルでは公的医療機関を持たないわけですから、そういうところと相照らして、糾合し合ってそこに向けて働きかけをしていく絶好の機会が今めぐってきているわけですから、医療審議会というまさに泉南市にとっては向こうの土俵ですけど、その土俵に向けて大きな働きかけができるチャ

ンスですから、その辺はひとつよく研究いただいて、禍根を残さないような取り組みをお願いをしたいなど。済生会泉南病院もなかなか今の地域医療の実態からいえば、それにそぐったような中身になっていないというふうに思うんですよ。これは後でまたやりますけれど、その点でまず市長の決意を込めた御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 5年ごとの見直しということになっておりますので、来年がその年になるということでございます。したがって、私といたしましては、特に大きな支障になっております保健医療計画、この見直し、あるいは特に我々市町村で市民病院がないわけでございますから、それらの事情も十分踏まえて、適用除外なりあるいは廃止なりという形で要望していきたい。御指摘ありましたように、特によく対比される高石市さんも同じような悩みを持っておられるわけでございますので、そういうところとも連携をとって努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、先ほど素案——もう素案というふうに言わしていただきますけれども、この素案が果たして泉南市の医療実態や疾病実態、あるいは死亡の状況、あるいはそれにかかわっての市民の皆さんの御意向、こういうものを反映した内容になっているのか。谷さんもいみじくも言われましたように、この問題では病床等の問題で入院治療に十分に対応できない、そのかわり診断機能については非常に高い水準のものを確保しているんだというふうに言われました。医療は単に診断だけではなくて、入院治療も欠かせない問題で、これらが総合して医療ということになるわけですから、その辺の瑕疵は一定弱点といいますか、そういうものがお認めになってる。

泉南の医療の実態を本当に考えれば、あの中身で果たしていけるのかどうかと。先に済生会泉南病院だという声も先ほどちょっとはたから聞こえましたけれども、果たしてそうなのか。具体的に答弁がなかったのでお聞きしておきたいんですが、泉南市の人たちが市内に受療、受診に行かれる、その辺の状況というのは今どういうふうになっているのか。あの63年の大阪府の地域保健医療計画が制定されたときには、その辺が具体に出されて、逆に市外へ流出してるんだから、別に広域的に間に合うじゃないかと

いうふうなとらえられ方もしたわけですね。

しかし、逆に言えば、市民にとっては高い交通費を払って例えば大阪市内なんかに行くということになれば、交通費だけでも大変な額になっていくわけですね。ましてお年寄りの世帯、10万前後の年金で御夫婦で生活されておられる皆さんにとっては、まさにこれは大変な足代になってくるわけですけれども、その辺との関係で一体市外流出受療者の数、こういうものはつかんでおられるのかどうか。

それから、私たびたびお話を申し上げてるんですが、泉南市の疾病実態、とりわけ群を抜いている循環器の疾病状況、全体の疾病科目からいうたらどの辺の位置になっているのか、その辺も一遍明らかにしていただきたいなど。きょうは十分論議ができますので、その辺を踏まえた上で果たして素案なるものの中身がニーズにこたえられてるのかどうか、こういうことをちょっとお聞きをしたいなと思います。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 資料的な御質問ですので、私の方からお示させていただきます。

まず、受療動向でございますけれども、病院を主体に説明させていただきますと、まず入院関係で総トータルベースの形で御説明させていただきますと、この数値につきましては、1カ月の入院患者をはじめ出しまして、そういった中で分析されてるところですけれども、入院患者につきましては全体が約540人ほどいてるんですけども、その中で市内の医療機関に入院されておるのが約260人ほどです。ですから半数、50%ぐらいが市内の医療機関に入院されてるということです。そして、あと残りが近隣の泉佐野でありますとか、あるいはその他の泉州医療圏とか、また大阪市内、あるいはその他の府県という形になってまして、そして一番多いのがお隣の泉佐野で、約65人ほどそちらの方で入院されてると、そういう形になってます。ただ、その他泉州医療圏につきましては、ほかの例えば貝塚とか岸和田とか……（和気 豊君「もう結構です」と呼ぶ）そういうふうな形です。

それと次に、病院の外来の動向ですけれども、参考に言わせていただきますと、ここでは約1,400人ほど外来患者が推計患者としております。そして、その中で約730人ほどは市内の病院を利用されてるということ

になってます。そしてあと泉佐野市内で約133人といった、そういった受療動向と、こういうふうになってます。

それと次に、今まで議員の方からも御質問いただきましたけれども、主要死因別の死亡数ということで疾病状況、それをちょっと説明させていただきます。これはちょっと資料が古いんで申しわけないんですけども、平成3年度でそれからまだフォローしておりませんので申しわけないですけども、死亡数ですね。平成3年では全体で374人死亡された方がおられます。そしてその中で、まずがん、悪性新生物ですけども、その死亡数が合計で88人でした。そして、その割合としましては23.5%と、こういうふうになってます。ただ、大阪府の割合と比較しますと、大阪府の方が29.4%となっておりまして、若干泉南市の方ががん、悪性新生物については割合が低いと、こういうふうになってます。

それと、あと心疾患、これにつきましては泉南市は死亡数が91人でありまして、割合としましては全体の中で24.3%を占めております。そして大阪府全体と比較しますと20.2%。ですから、心疾患につきましては、平成3年ですけども、大阪府よりも若干高い率になっております。

それと、脳血管疾患ですけども、これにつきましては死亡数が45人でした。そして、全体の疾患の中の割合ですけども、12.0%、そして大阪府が10.4%ですので、これも若干泉南市の方が高いと。死亡数を比較しましたら、そういう形です。

ですから、心疾患と脳血管疾患については、大阪府の平均より2%から4%高いと、こういうことになってまして、そして悪性新生物、がんについては6%ほど低いと、こういった形になってます。

副議長（南 良徳君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今お示しされましたように、循環器系疾患の關係の死亡が非常に多いということが明確になりまして、例えばせっかくこういう資料をつくってるわけですから、ここでは平成6年の分がちゃんと明確になってるんですよ。平成3年の古い資料出さんでも、この中には。僕もいろいろ質問するのに資料をあちこち探したんですが、一番直近の資料がこれ、大阪府の医療白書は5年ごとですからね。

それで、その辺はせっかく850万もかけてつくっている資料ですから、やっぱりこういうものを引用してお答えをいただきたいと思うんですが、

ちなみに、循環器系の入院受療率というのが、人口10万人規模に対して89.5、2位の呼吸消化器系の66.8を300以上も上回っているわけです。50%近く上回ってるんですね。こういうふうに循環器系が非常に群を抜いている。それから、同じく死亡率についても今言われたような数字、群を抜いて27.1%、これに迫ってくるのが消化器系で11.3と、大変な数字が出てきているわけですね。

ところが、泉南市のこれに対応する医療の受け入れ側の病院の実態というのは、病院が7病院ある中でわずか3つの病院にしかその科が設けられていない。そして、なおかつ非常勤の医師が2名だけと。1つの病院はどないなってるかなというふうに思うような数字が出てきているわけですね。

そういうふうなところから、単に泉南市だけでほんとに病院が充足していないと。だから50%近くも市外に流出をされる。なおかつ一番疾病の高い、入院率の高い循環器系では、今の病院では間尺に合わないと、こういうことで、市民のニーズがそれに対応するような市民病院、高度救命救急医療を欲しているわけですから、その辺からいえば素案というのはなかなか今の中身にならない。そういうニーズに十分にこたえられない問題だというふうに思いますし、なおかつ有床の診療所というのは48時間の滞り期間しかないわけで、それを過ぎれば出ていかないかんわけですから、26床にプラス19床ふえるというふうに言いましても、その辺は26床は正規の病院病床ですから、これは病気が治癒できるまでおれるわけですが、一時腰かけ程度に48時間、2日だけ入院できるという内容のものでありますから、どれをとってみてもこの素案については問題が多いんじゃないかと、こういうふうに言わざるを得ないわけです。

9月にまで、まだ先日からの答弁では時間的な余裕があるようですから、その辺十分に医療実態を踏まえた対応をお願いしたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

副議長（南 良徳君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員の方から特に泉南病院の整備についての中身の問題でございますね、この点につきまして御提言をいただいたところでございます。済生会の問題は去年素案を示したわけでございますが、その後大阪府あるいは済生会、泉南市という三者で泉南医療施設整備関係者会議というのを発足させまして、府の中には国保以外にも医療対策、

空港対策、それから建築の営繕という各分野が入って検討してるわけですが、その中で内容をいろいろ検討しているわけでございます。

素案は、ある意味で1つの容器といいますか、こういう容器をとりあえず備えましょうという提示でございまして、今議員の方から御提示のございましたのは、特にその中身ということになってこようかと思えます。この検討の中におきましても、泉南市の医療・保健・福祉に最もニーズとして適応するものにしていこうということで検討しておりまして、先ほど言われましたようなデータも改めて国保関係の受診者のデータ等を再度集めまして、専門的なコンサルも入れまして、どういう部分に集中的にいくか。というのは、あらゆるところをやろうとしましても、やはり容器の方が、器がある程度制限されておりますので、ある程度集中的に目的性を持ってやらなきゃいかんということで検討しております。

その中で循環器の関係でございしますが、そういった点、あるいはがんといったような点、そういった点についてやはり高度な診断専門医がおって、市民が安心して確定的な診断を受けられるような機能を持つべきじゃないかということで現在検討をしているところでございます。

それから、診療所については、48時間という制約等ございしますが、これは今考えておりますのは、ベッドの規制がございまして、基本的に今まで病院で持っておった一般的な診療機能をできるだけ、特に福祉関係になります、それを診療所の方に移して、病院の方をできるだけ充実していくというような方向で考えておりますので、ただいまの御意見も参考にしながら鋭意詰めてまいりたいというふうに考えております。

副議長（南 良徳君） 和気君。

13番（和気 豊君） せっかくの機会をゆるがせにしないように頑張ってくださいなというふうに思います。

それと、国民健康保険制度の改善の問題なんですが、もう簡単にやりますが、泉南市はいわゆる応益割が非常に高いと。低い堺や和泉市等に比べて2割方応益割、均等割や平等割の世帯ですね、資産能力や所得能力を持たない、そういう御家庭の部分が非常に高い。ということは弱者に非常に厳しい、そういう料金体系、税体系、こういうふうになっているわけです。

ちなみに、これは既に原課とも調整さしていただいておりますので、412万円収入、所得で280万、いわゆる生活保護ボーダーライン層です

ね。ここで4人家族ですと32万9,700円、これだけの負担なんですね。所得に占める割合というのは、12%弱が国保料で消えてなくなってしまう。まさに、エンゲル係数ではないけれども、大変な生活を強いられ、食費等に大きなしわ寄せが来る。一般的な食事も事欠くような状態にもなる。

これは、病気にかかる前の体を維持する原点が、ここで脅かされるということになるわけですが、今回の消費税、これがさらにこの世帯にかぶさって、消費税やそのほかの特別減税のカットが合わさってきますと、ちょうど444万というランクづけが厚生省の資料であるわけですが、ここで月間9,243円、これだけの負担になるわけですね。これが12カ月ですと11万916円、保険料負担額と合わせて44万616円、16%の税あるいは保険料、いわゆる公租公課の負担がこの点だけでもかかってくる。大変な生活を余儀なくされるということになるわけです。

そういう点で私は、泉南市の国保会計が持っている基本的な問題点、応益割が非常に高い。弱者に厳しい体系になっている。その辺を見直していく。これができなければ当面何としても弱者に向けての減免規定、これ等を他市に学んでつくっていく。国保料の引き下げができなければ、せめてこういう弱者に向けての減免規定をつくっていく、こういうことは考えられないのか。

そういうことを1点お聞かせをいただきたいのと、それから水道料金については、検討していきたい、検討していきたいとほんとに毎回同じようなことを言われるわけですが、水道はそれしか答弁できないと思うんです。先ほどありました独立採算です。企業会計です。だから、どこかから繰り入れせんと、同和減免してる分、福祉施策として、同和施策として繰り入れてるように、水道会計へ繰り入れする必要があるんですね。水道会計だけでは採算とれないんです。もちろんそういうことを含めて当然、いつも涼しい顔して座ってるんだけれども、担当は福祉じゃないですか。検討結果を福祉が答弁せなあかんやないか。そんなもん水道会計の原則わかってるがな。そやろ。いつも涼しい顔していっつも答弁せん。一体どういう検討をしてるねん。

ほんとに、もう既に大体40年末から昭和50年の初めにどこともやられている制度なんですよ、この制度はね。泉南市だけやられてない。いやいや、岸和田とかほかありますけれどね。いわゆる少数派なんですよ、泉

南市は、恥ずかしながら。多数派の仲間入りしたらどうですか。他市がまだやってないと、よう引き合いに出しますがな。他市で先行して、9市中6市もやっているやつをなぜやれないんですか。せめて生保家庭からでも出発して、母子家庭、老人家庭……。

お隣、やっぱり同和地域抱えて財政的に大変ですよ。53年に佐野ではすべての弱者層に適用して、1,600万の繰り入れやってますよ。泉佐野でやれて、何で泉南でやれないのか。それこそいわゆる弱者に向けて、弱者には人権があるわけですから、そういう立場からも公平な人権を守る、暮らしを守る原点を踏まえた施策が必要だというふうに思うんですが、その辺は検討いただければお聞かせいただきたいし、まだ検討の過程にある、プロセスにあるということであれば、市長にその辺かわって決意のほどを申し述べていただきたい、こういうように思います。

副議長（南 良徳君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） まず最初に、国保会計のことについて御答弁申し上げます。

いつも議員の方から御指摘いただくんですけれども、この国保会計の制度の応益割合の関係でございますけれども、たしかにこの応益割合の率につきましては、泉南市は高い位置でございます。そして、あと弱者に対する減免を実施してはどうかと、こういう御意見も常に我々の方に指摘されているところでございます。

ただ、我々いつも言わしていただいておりますけれども、特に現在まだ国保会計、多額の累積赤字を抱えているという段階でありまして……（和気議員「反論してるんか」と呼ぶ）いや、この辺の実情を御理解いただきまして、現在の状況ではこの引き下げとかそういったものについては困難であると、こういうふうに言わしてもらってるわけでございます。

それと、水道事業における福祉料金、これについて別に隣に水道部長がおられまして、涼しい顔でいつもいてるわけじゃないんですけれども、確かにこの資料等は我々にもいただいております。ただ、我々この福祉料金の減免ということにつきましては、まだ検討中ということで、ただ我々事務的に考えますと、財政状況のこととかありますし、今の段階ではちょっと難しいん違うかなと、こういうふうに我々思っているところです。

副議長（南 良徳君） 和気君。

13番(和気 豊君) この点でも私は、弱者の立場にほんとはんに市政が、市当局が立っていただきたいと思うんですが、水道料金に福祉料金を導入するという問題ですけれど、泉南市は応益割が国保では非常に高い。低いところの2割も上を行っている。水道料金もその料金体系を見ますと、例えば阪南市と比較しましても、100立米以上の大口使用者、これが130円から135円高いんです。私、前の水道料金の値上げのときに、この半分だけでも大口利用者をお願いできれば、1億4,200万の値上げをせずとも済むんですよと、具体的に中身を提案したんです。弱者に優しい市政、これをやる腹があるかどうかですよと、こういうふうに福祉料金の導入とあわせて提案をしたわけですね。ところが、そうはならなかった。

水道会計というのは独立採算、御案内のようにね。そして設備投資のためには起債を発行せなあかん。それが水道料金に転嫁する。企業会計ですから、管を布設すれば減価償却にはね返って、費用、いわゆる収益的収支、水道料金に大きくはね返ってくる。そういうことで、当然これこそ累進制をとって、設備投資にかかわってお金が要った分、たくさん使ってもらってる人に少しは負担をお願いする。料金値上げせえ言うてるんじゃないですよ。それが水道会計の理屈でしょうと。法の建前でしょうと。それをやらないんだから、弱い人たちにせめてもの福祉料金制度を導入したらどうです、こういうふうに言ってるわけですね。

ちょっと市長にその点での福祉料金の導入の問題、そして国保の——私は引き下げろというふうに言ってるんじゃないです。それはしんどい話ですから、せめて減免規定でも他市に倣ってどうですかという話をしてるわけですから、その2つについて総括的に御答弁をいただきたい。

副議長(南 良徳君) 向井市長。

市長(向井通彦君) まず、水道の福祉料金でございますけども、前の値上げのときに和気議員さんからもそういう御提案がございまして、私どもも各市の状況、あるいは水道部、健康福祉部で検討さしておるわけですが、実際としてこれを導入するということになりますと、一般会計からの水道会計への繰り入れという問題もございしますので、現状では非常に財政状況も厳しいという中では、即実施というのは非常に難しいというふうに思っております。

ただ、今後、特に水道の料金体系の問題も御指摘ございましたけども、

あるいは消費税率の問題もございますし、そういう何らかの機会があった場合、一般会計からの繰り入れのことも含めて、こういう福祉料金体制の導入ということも1つの考え方として検討をしたいというふうに考えております。

それから、国保の料金の方はやむを得ないという、議員さんもそういうふうなお考えでございます。要綱の御指摘もございましたけども、要綱につきましては一定の条件で定めておりますけれども、これはそれぞれのある一定時期ごとに再度内容について検討していくということでございまして、御指摘の点についても検討はさしたいというふうには思いますが、それは全般的な中で検討をするということでございまして。

副議長（南 良徳君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長の行財政改革の正体見たりと。私は、市民サービスを切り下げない、それはひいては弱者に優しい。そういうために、そこが原点で行財政改革をやられると、こういうふうに文言の端々から私なりにいいように理解をしておったわけですが、その辺が財政を理由にできない。まさに行革の正体見たり、こういうふうに私は理解をしておきたいというふうに思います。

それで、先ほど国保の問題で、市政運営方針の中で引き続き国・府へ負担の見直しを働きかけたいと、こういう文言がありましたね、市長ね。ぜひその点では、今国会でも問題になり、いわゆる薬価基準の改定等を透明にしていく、こういう答弁も小泉厚生大臣から、我が党の志位書記局長が質問したときにいただいとるわけで、この点では21兆円に及ぶ医療費の中に占める薬価の割合が3割強、7兆近い大変な額になっている。効能も十分確かめられている従来からの古い薬については、西洋諸国に比べても同じ、むしろ安い部分がある。しかし、余り効能がまだはっきり立証されていないような新薬がぞろぞろ出てくる。いわゆるゾロ新と言われるやつですね。これが高いやつでは8倍ぐらい、平均2.6倍ぐらいの額になって、これが薬価を高くしている大きな原因だと。

この辺では、高級官僚の天下り、厚生省の役人が製薬会社の社長や会長に即なっていくと、こういうことと関連して非常に問題があると、かねがね言われている点であります。地方自治体の長としても、いたずらに国保会計、その歳出が不当になるようなことを抑えるためにも、ぜひこの点を

明確にした国への働きかけ、一般的に何とかしてくださいというふうなことではなく、この点は改善しなさいと、こういう明確に内容の伴った働きかけをしていただきたい、こういうことを希望しておきたい、こういうふうに思います。

時間がありませんので、次に移ってまいります。墓地公園問題ですが、これは竹中さん、私6月の議会でいただいた、長ったらしい名前ですから業務報告書、こういうことで簡略してしゃべりたいんですが、まずこの報告書では人口推計8万ということになってたわけでしょう。私は今の現実からあり得ないことだと。6万3,000、基本的にそこを前提にして導き出している計画、大前提が問題ですよと、この点についてはどうなのかと、改定する必要があるんじゃないですかと、こういうふうに1つ言いましたね。覚えておられますね。いや、覚えてないの。頼りないなあ。

それから、これは何でかという墓の基数、これを何ぼにするかということと重要なかわりがあるわけでしょう。基数によって——もちろん斎場、火葬場を設けるわけですから、それとの兼ね合いでこれだけでは面積確定はできませんけれども、これがまず基調になるということは間違いのないわけでしょう。この基数を計算していくのでも、これが一番大前提ですよと。

それから、このA案というのは、非常に費用がかかりますね。これを明確にするための図面として、道路は確かにいわゆる計画道路から近いですがけれども、そこからずうっと迂回して進入路をつくらないけませんね。そのことが非常な費用のかさみになっていると。それが入っていることによって200億以上になるんですか、この計算では。違いますか。いや、間違っていたら言うてくださいね。私、この資料で試算したらそないなるんですが、その辺は余りにも、金ない、金ない言うてるときにこんな大変な計画はどうか。果たして実現性あるのか。絵にかいたもちに終わるんじゃないですか。市民の切実なニーズからすれば、やはりもっと現実性のある計画に直したらどうですか。これを提起されてるんであればいいですが、そういう見直しをせずに提起をされているという、そういうことであれば私は大いに問題だというふうに思うんですよ。

それと、いわゆる農業公園はもう発足しておりますし、9年度では1億7,000万ほどのお金もかけて竣工していくということですから、嫌悪施

設という向きもありますから一定バッファゾーンとして緑地帯で住宅地域、里と区分けをすると、こういうことも必要でしょうから、そういうことはこの農業公園とうまくミックスすれば、もう少し費用の点も軽減できるんじゃないか。そういう見直しも必要ではないですかという提案を具体的にしたわけですよ。そういう点は、今回の地元提示の中に生かしていただきましたか。それはもう聞く耳持たないと、もう過ぎた問題だと、こういうことですか。

副議長（南 良徳君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 墓地公園に関する御質問でございますが、昨年度調査いたしましたものは、候補地を絞る、4カ所の候補地をメリット、デメリットを比較いたしまして、そのうち1つの候補地に絞らなければ具体化がしていかないわけですので、そのための基本的な調査という位置づけでございます。したがって、当然それの中には、造成面積とか、あるいは墓の基数とかいうのも出ておりますけれども、この点については候補地を絞って、今回9年度に基本計画という予算を上げさせていただいておりますけれども、その中で再度精査をする、こういうことになっております。

したがって、その中で先ほど御提言のございましたような基数——人口推計はこれは総合計画から来ておりますが、実際に現時点で墓地公園の基数をどの程度にするかということは、改めて再検討しなければならないと考えておりますし、それから調査書に出ておりました費用というのは、あくまでも候補地の中の最大限、造成できる面積をすべて利用した場合という計算値でございますが、問題はその単価の方になるかと思っておりますけれども、今度その基本計画の中で実際に配置を行うエリアというのを具体的に決めていくと、こういうことになるかと思っております。

それから、農業公園との関係についても御提言があったわけでございますが、このあたりも今後一度検討はしてまいりたいというふうには考えております。

副議長（南 良徳君） 和気君。

13番（和気 豊君） ある議員さんがよくお使いになってる言葉なんですが、精度、どれだけ精密さの度合いがこれに盛り込まれてるか、こういうことは、僕は住民に提示する場合に極めて大事だと思うんですね。今、変更の余地が十分にあるんだというふうに言われれば、もうこれは6月に僕

が提起している問題ですから、その間何しとったんやということになるわけで、住民の皆さんにお示しするときには、住民の皆さんはやっぱりそれが精度あるものだと、精度に十分満ちたものだと。行政からいやしくも提起されるわけですから、そういうことで判断されるわけですから、その点はほんとに今の答弁を聞いてると悔しいなあというふうに思います。今後、早急に精度あるものを住民に提起をしていただいて、地元の議員さんももう1つ納得してないというような感じも、たびたび議場ではするわけですが、そういう点も含めて地元で懸念のないものをお示しをしていただく、こういう努力を要請をしておきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありませんから走りますが、きょうは時間がまだありますので、私、中谷部長にちょっと苦言を呈したいんですが、ほんとに通一遍の、どこかから一般的に写してきたような答弁されるんですね。ほんとに泉南市の農業や商業や、あるいは工業の実態をおつかみになってるのかと。私はほんとに今度は、その実情を十分踏まえるということで、農業センサスから商業調査、工業調査、ほんまにこれ、めがねかえて一生懸命この小さい字を読んで頑張ったわけですが、ここまで来てるんだなあということを実にしみじみと実感をして、これは何としてもひとつ今度の予算の中でこの対策、振興策を、地場産業振興を反映してもらわないかなと、こういうふうに思ったんです。

例えば、農業センサスは5年に一遍の資料統計ですが、泉南市の農業の現状は、例えば農家が平成2年で951あったのが814と、137減ってるんですね。収穫農作物も水稲関係にかかわってる農家、お米をつくっておられる農家が、平成2年764、平成7年が474、こういう状態です。それから、経営面積も2万2,912が1万7,715。泉南市の農業の中の中核を担ってきたタマネギが、平成2年で381の農家がこれにかかわっておられた。平成7年は306。経営面積に至っては8,138が5,028。こういう大変な状況に、わずか5年の間に立ち至っているわけですね。これは平成7年の資料ですから、平成6年までの資料です。SATY等の関係でかなりの耕作田が、3万に及ぶような耕作田がさらに減少しているというところから見れば、次の5年目には大変な数字が出てくるだろうと、こういうふうに私は思います。

それと、商業や工業の実態といえ、さらにもっと深刻なんですね、特

に地場の繊維などは。もうわずか3年の間に半分ぐらいに状態が悪化している。まさに大企業の海外進出、そしてそのあおりを受けた逆戻り、いわゆる価格破壊、こういうものが大変な状況をつくり出しているというふうに思います。

私はその1つとして、アメリカの圧力で規制緩和された大店法の問題、この影響を泉南市がどう受けているかという実態も、もう通り一遍の答弁をいただくのであれば、私が調査をしたその数字を申し上げたいと思うんですが、ほんとに大変な状況ですね。ほんとに小売の売り上げなんかでも、1平米当たりの泉南市の売り上げが昭和70年、平成何年ですか……、1995年ですかね、この年で66万6,000円。最下位なんです、泉南市は、平米当たり売り上げというのは。これは66.7%も全売り場面積の中にスーパーが進出してきている中での数字なんですね。スーパーは一定の売り上げを伸ばしている。泉南市のライフの——まだこの当時ありましたから——実績なんかからいいますと、あのライフ店はライフの大阪府下の中の3位にランクしてたらしい。それでも泉南市の1平米当たりの売り上げというのは、最下位になっているわけです、最下位。

議長（林 治君） あと1分ほどです。

13番（和気 豊君） はい。いかに小売、商工業者が大きな影響を受けるか、こういうことの中で、新家でもイズミヤの出店について、本当に商業を守っていく、地元小売店を守るという立場で運動されてる。そのときに約束をされたまちづくりの観点から、道路事情はどないなっていくんやという問題、これについてはこの問題を審議した委員会でも、ちゃんと業者に義務づけて調査をやらして、泉南警察と泉南市と一緒に協議しますと、こういうふうになってたんです。これをやられたかどうか、やられてなければいつまでにされるのかどうかですね。

それから排ガス問題。下に中谷病院があります。この問題。そして、さらにいわゆる指導要綱ですね、この問題の改定なんかについても一言お示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（林 治君） 中谷事業部長。簡潔にお願いします。

事業部長（中谷 弘君） 道路問題、交通問題につきましては、開発者が交通量調査を行っております。前段の協議として警察の方と協議を行っているというのが実情でございます。

それと、先ほど言われました泉南市小売商業店舗出店指導要綱でございますけれども、通産省の方から大店法の規制緩和を進めている中でございますので、さらに泉南市の要綱として強化することについては、大店法の関係からいきますと相反する問題だということで、現時点におきましての改正についての結論というのは、市の方では今の段階では至っておらないというのが実情でございます。

議長（林 治君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

5時15分まで休憩いたします。

午後4時59分 休憩

午後5時15分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

25番（北出寧啓君） 清新会を代表いたしまして、北出寧啓、一般質問に入りたいと思います。

まず、初めにかえて、現在の一連の諸問題について私なりの考え方を簡単に述べておきたいと思います。

まず、行政に対しては議会の監視というものがございしますが、議員に対してはそのような明快な制度がありません。これが議会の腐敗と汚職の1つの大きな原因ともなっております。したがって、議会については自浄作用が問われるのであり、市民から疑いを持たれるようなことがあれば、みずから率先してその潔白を証明しなければなりません。

犯罪については、疑わしきは罰せずという法体系が整備されています。つまり、ある犯罪が起これば、犯罪者には黙秘権などが保証されており、法廷では検察官はその罪状について、自白よりも客観的かつ明証的な証拠を提出しなければなりません。これは、戦前、自白が犯罪認否の大きな基準となり、拷問による自白の強要、ときに死に至らしめるような拷問があったことを考えると、法制史上、コペルニクス的転回がなされたわけです。

しかし、首長や議員にあっては、司法判断としてはこの枠組みは維持されるものの、あくまで私人ではなく公人である限り、社会に対して逆のみずからの潔癖性を表明しなければなりません。つまり、一定の疑惑についてみずからには全く責任がないことを証明しなければなりません。言いかえれば、贈収賄罪などでの刑事訴訟において有罪が確定しない場合、つま

り刑事責任が問われない場合においてすら、疑惑を残したままであれば政治的には責任が問われることになるのです。

このことを私たちは肝に銘じておかなければなりません。いやしくも議員である限りこの政治原則を避けて通ることはできません。したがって、首長や議員が世間を騒がせたときには、首長や議員は司法判断とは別個に身の処遇を公に表明しなければなりません。

昨今、新聞やテレビ報道などの報道機関が大きく取り上げた今回の議員同士の現金授受事件は、市民の信頼を大きく失墜させるものであります。この事件にかかわり疑惑を持たれた議員は、それだけでも議会の役職を辞任すべきであり、さらには事件発生から遠からず後にみずからの処遇について公衆に言明しなければなりません。

前議長が議長職を辞任し、総務委員長がその職を離れたのは理にかなっており、私たちは空港対策委員長もそうした理由によってその職を辞すべきではないかと考えております。

また、現在、司直が議員に対して任意同行において事情聴取を行っています。間もなく刑事判断が下されるでしょう。その段階で改めてそれぞれの議員の政治責任が問われることになると思います。

最後に、泉南市議会をめぐるさまざま悪評が次から次へと世間でかしましく語られている中、私たち議員はこの事態を議会全体の問題として深刻に受けとめ、こうしたことが二度と発生しないように、議員倫理条例の制定まで考えた議会としての真摯な対応が要請されているのではないかと思います。

また、議会をめぐる諸問題については、H議員が林議長であることが前回の代表者会議で明らかにされましたが、その問題あるいは議員同士の現金のやりとりの実際、こうした問題はあくまで議会として事の真相を妥協することなく究明していかなければならないと思います。

さて、本題に入ります。

第1、地方分権に関して。

高度成長を支えた官僚機構がその権限の大半を掌握する中央集権システムが、もはや現在の政治、経済、社会体制にそぐわないばかりか、官僚は累々と蓄積された権益を伴った権限を手放すことをおそれ、あげくの果てには厚生省事務次官のように、不正と腐敗の道をまっしぐらに進むことに

なるのです。国家目標を失った官僚のなれの果てを今私たちはかいま見ております。

取りざたされるのは、今は中央官僚だけですが、では地方公務員はいかがでしょうか。中央官僚の権益や税の浪費が問題になっていますが、では地方公務員の特別手当はいかがでしょうか。かつての私の行政改革に関する質疑応答がほとんど問題にされず、今ようやく百花繚乱になってきているように、このことも遅かれ早かれマスコミをにぎわすことになるかと思われまます。

さて、地方分権論にしても、小沢一郎のような国家の改造に伴う基礎自治体の広域化を唱えるもの、地方自治を出発点とする地方主権的なもの、あるいは現行の都道府県体制を維持したままでの構造改革的なものなどに考え方はいろいろと分かれていますが、当市の未来を展望した分権論はどのようなものでしょうか、お答え願います。

とりわけ、私と同じく市民参加型政治を看板にされている市長の考え方を御披露していただきたいと思ひます。

なぜなら、昨今の分権論には、今問われ始めている市民の自立、市民の自己責任、市民の政治参加など、簡単に言うと住民参加、住民自治を1つの織り糸にしたものがほとんど見られないからです。このような分権論を展開できるのは、現場で指揮をとる基礎自治体あるいは広域自治体の首長をおいてほかにありません。

さて、まさしく中央、地方関係として論争の主題の1つになっている機関委任事務についてですが、本市での機関委任事務の種類と財源措置、その割合について市長のお考えを含めて御説明願います。

次に、現行の委任事務の廃止の是非についての考えをお聞かせください。

第3に、補助金や地方交付税の確定の手續について。

第4に、第24次地方制度調査会の提案にもある住民発議や住民投票制度についてお聞きします。とりわけ、市民参加型政治は、単に首長や議員の選挙のスローガン倒れに終わることなく、市民が簡単に政治に参加できる制度を構築することによってこそ可能になるのであり、市民参加型政治を推進する市長の考えをお聞かせ願います。

第2点目、環境問題について。

私たちは、単に高度経済成長を遂げ、一方で社会主義社会の崩壊と頽廢

を見るばかりでなく、産業革命以降の物の生産と消費、廃棄の中で、近代の人間中心型社会とその理念の限界とその過ちに遭遇しております。

環境危機は、直接的には人間の存在の危機につながることに問題とされるというあくまで近代の発想を超えておりませんが、少なくともそうしたことを通じて、近代に源を発する人間中心型社会から自然中心型、言い換えれば生態系中心型社会への移行を準備しているように思えます。

さて、国内法の問題に移りますが、旧来の公有水面埋立法、昭和32年の特定多目的ダム法、昭和26年の森林法、あるいは鳥獣保護法なども、あくまで生活環境の改善や農林水産業の振興などのためであって、生態系中心型の法では全くありませんでした。

しかし、池田内閣の所得倍増策、東京オリンピック等を契機に高度成長を遂げてきた日本は、工業化や都市化、あるいは山林の伐採、海面の埋め立てなどによって自然が破壊され、昭和47年には自然環境保護法が制定されました。ここでは、将来の国民に自然環境を承継すると、つまり未来の子供たちへの思いが時間軸をとって記述されております。

続いて、昭和48年には自然環境保全方針が出され、生態系の微妙な糸を乱さないと書かれ、やっと自然中心的思考のはしりが導入されました。これは60年代の高度成長がもたらした環境汚染に対する深刻な反省から生じたわけですが、それも同じ年に起こった石油危機から低経済成長に転じた我が国では、環境問題は背景に退いていくのです。

再び法としてあらわれるのは、平成4年の種の保存法です。それから1年、平成5年、リオでの自国の生物の多様性の保全と生物資源の持続可能な利用についての責任をうたった生物の多様性に関する条約と同じ年に環境基本法が制定され、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるようにされたのです。

そして、これを受けた大阪府は、翌年平成6年、大阪府環境基本条例を制定し、そこで生命の源である地球環境を破壊から守り、環境を保全しながら将来に引き継ぐことは私たちの使命であるとして、大阪は自然と人間が共生する社会の実現に向けて先駆的な役割を担っていると宣言しています。府内の市町村については、豊かな環境の保全及び創造に関し、区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施する責務があるとしています。

さて、これが環境保全に関する日本と大阪府の歴史的経過ですが、私たちとしてはこの環境保全に関する大きな流れを踏まえ、グローバルな問題をローカルな視点で私たち市民の責務を果たす、言い換えれば、本市の環境保全を先駆的にやっていかなければならないと思います。

さて、繰り返し本市の環境保全について発言をしてまいりましたが、議場での約束の大半はいまだ果たされてはおりません。

まず、平成8年12月定例議会での私の環境フォーラムをという具申に対して、市長も先駆的に考えていく必要があるとの認識を示され、その内容とか計画とかを考えてみたいと言われましたが、新年度を迎え具体策をお示し願います。また、この環境フォーラムの責任部署はどこになるのかもお示してください。

そして、昨年9月定例議会で、本市を縦断する金熊寺川、男里川の水系全体と、そこに生息する生物の多様性の保全、あるいは復元を考えた男里川河口干潟を自然環境保全地域に指定するように求めましたが、市長から男里川干潟が要件に沿うかどうか、法的にどうかということ調査研究させたいという答弁があって、はや9カ月が経過しております。その後の調査研究についてお答えください。

また、子供の環境教育に関する具体的な施策について、検討が重ねられているとは思いますが、教職員の研修、子供の環境教育に対する新年度の施策について具体的にお聞きいたします。

そして、継続案件の最後として、とりわけ金熊寺川流域の楠畑、童子畑地域にはっきりと里山計画を立て、美しい自然景観の保全と復元を図っていただきたいと思います。答弁を求めます。

さて、1982年の世界自然憲章には、すべての生命形態は固有のものであり、人間にとって価値があるか否かにかかわらず尊重されるべきものであること、及びそのことをそれらの生物に当てはめるために人間は行動を自己規制しなければならない、とはっきりと書かれています。

現在、新家大池でサギ類が養魚を食べないようにネットが張られ始めました。ここに2つの問題が横たわっています。人が私有財産あるいは公有財産として自然物を所有しているにせよ、それは自然界全体の中では、あるいは自然と人間が共生する社会の実現という理念に向かっては、所有者の全き所有は存在しないこと。

次に、自然の権利という問題であります。動植物はもとより、河川、湖沼などは口を持ちません。また、未来の子供たちの権利については、なかなか語られません。1年有余前、男里川河口の堤が決壊し、干潟が完全に水没したことがあります。そのときにも、大阪府に打診しましたが、河川法の規制もあり、自然物の決壊に対しては、人身に被害を与えない限り現行法での復旧は不可能です。

で、昨今、絶滅の危機に瀕した生物を救うべく、人間の権利ではなく、自然の権利として、世界で、そして日本でも徐々にアマミノクロウサギ訴訟やオオヒシクイ訴訟などが起こっているのです。自然の権利を認めることは、自然の法的価値を認めることであり、一方で地域住民が法廷代理人になることであり、自然破壊に対して法的な措置をとることであり、その義務が人間に課せられているということです。

「水・緑・夢あふれる」をスローガンにされている市長にあらわれても、人権はもとより、そこから自然の権利について考えや理念を発展させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、具体的な問題に入りますが、男里川や河口干潟の保存に始まって、泉南市の生態系の保全に取り組んでいる人間の1人としても、昨今の野菜産業会社の雑排水による金熊寺川の汚染と、男里川の阪南市側の支流である菟砥川河岸のメッキ工場からの排水についての現状の報告と指導の実際をお聞きいたします。

同時に、男里川は二級河川であり、大阪府の管理になっておりますが、旧来の水質の定点検査でおざなりになることなく、現状の変化に伴った水質検査が行われているのか、今回の雑排水問題に絡めてお尋ねします。

現在、国会に上程されている河川法の一部を改正する法律案では、画期的なことですが、河川管理の目的として治水、利水にだけでなく、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する市民の要請に応じて、水質や景観、さらには生態系などの河川環境の整備と保全を位置づけるとされています。

建設省河川局の政策転換が、今河川法の一部改正により政策化されつつあります。近代化の最たるものであった護岸工事、戦後の高度成長期に治水や利水、安全だけが先行し、生物の生態系の多様性を全く無視した海岸線や河川の護岸工事に根本的な反省が加えられ、利水、治水を自己目的化

した河川の護岸工事は、今後改められるようになります。長年提唱してきた男里川の護岸緑化も、日程に上り始めております。

現在、近隣諸都市を見回すと、貝塚市では、二級河川の汚染度が日本ワーストワンを記録したことがある近木川では、近木川をよくする市民活動が活発であり、先月も近木川フォーラムが開催されました。堺市の大和川でも河川浄化の動きは盛んです。数日前も子供たちの手によって、フナなどの魚が放流されました。こうした近隣諸都市の動きも踏まえ、市当局として積極的な展開を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今後の環境保全に対する市長の取り組みを要請いたします。

第3点、行政改革について。

日本経済が構造的不況に陥ってはや7年有余が経過し、今ようやく本市を初めとした全国の地方自治体は、財政危機の打開策を考えざるを得ない状況に追いやられています。本来、行政を代表する首長の最大の使命は、過去を知り、現状を読み取り、未来を予見しながら、市民に向けてわかりやすい政策提案をすることであり、バブル崩壊以降の市場経済の動きは予測しがたいものであったにせよ、現状の財政破綻についての首長の責任は大きいものです。この反省に立って、中途半端な妥協に終わることなく、市長も、全職員が痛みを共有しつつ、旧来の慣行を打破し、行財政改革に取り組むとの決意のほどを示されているように、敢然と行財政改革に取り組んでいただきたいと思っております。

また、この期に及んで市民サービスの向上云々ではなく、もとより首長の責任が一番重いわけですが、職員だけではなく、腹藏なく市民にも犠牲を共有してもらおうと明言すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。事務事業の見直し、適正な定員管理、自主財源の確保を通じて市民サービスの向上を図るため、といった言い方などは、一体何を言いたいのでしょうか。問題は、現在の財政破綻をどう克服するかです。

さて、行財政改革について、行財政改革大綱に沿って質問いたします。

振り返れば、平成元年にも健全財政を図るためにという書き方でした。にもかかわらず、このような事態をなぜ招いたのか、このような財政硬直化に陥った現状を、その原因をどのように分析されているのか、お聞きします。でなければ、今回の改革案も絵にかいたもちになるでしょう。

財政状況については、繰り返し指摘してきたので詳細は言いませんが、

歳出削減について、前年度予算の10%の削減等、事業予算のカットは明確になっているが、人件費についての削減が一向に見えてきません。単にパートや嘱託の削減をしたにすぎないとも言えなくはありません。それどころか、人件費、扶助費は相変わらず増加しており、経常収支比率にしても、一挙に減少さすのは難しいとはいえ、100を超えたままです。公務員ですから一挙的なリストラを敢行することはできないとはいえ、歳出にかかわる財政改革は、果たして本格的な取り組みになっているのでしょうか。

例えば、一般職員の特殊勤務手当に関する条例に関して、窓口事務従事手当は、既に最高裁判決で違法であると判断されています。この特殊勤務手当における危険作業手当、ごみ収集作業手当などの見直しをするつもりはないのかをお答え願います。

また、清掃施設手当は管理職にも当てはめているのか、お答えください。

また、現在、各保育所では所長と主任に加えてフリーが2人ないし3人、つまり1保育所で担任を持っていない先生が4人あるいは5人もいます。各所の総計が22人、これだけでも人件費は約2億円。現在の財政状況でこのシステムに何ら変更を加えられないのはおかしいのではないのでしょうか。あくまでそれらの体制を続けるなら、その明確な根拠を示してもらわなければなりません。幼稚園についても同じことを質問します。

また、児童が数名しかいない幼稚園で、1人につき幾らの費用がかかっているかをお示し願います。

こうした事態をいつまで放置しておくのか。統合問題については12月の議会で私の質問に対して、谷部長が定員の見直しと、それによる措置費のアップを言われたので、もっと踏み込んだ回答をお願いいたします。それは今年度から実施されるのでしょうか。12月に答弁しておいて、2年越しにやるといふなら行革の姿勢を疑います。

さて、清掃業務の民営化の問題については、12月議会でも触れましたが、回答をいただいております。分別収集では先進的な業績をつくっており、その点では高い評価をさせていただいておりますが、やはり人件費という点では民営化によってコストが半額になることは間違いありません。現状の体制を転換することは不可能だとは思いますが、今後の考え方として、他市が行っているように新しい地域は民間の参入を許可し、徐々

に官民の比率を変えていくといったことを考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第4に、市民参加行政システムについて。

市民参加型政治や市民が主役など、市民という言葉が半知半解のまま語られていますが、市民参加を言われる市長にあって、行政の公平性、そして市民の行政参加ということについて、どのように考えておられるのか。そして、それをどのような制度によって保証しているのか、お示し願います。

現代社会では、第一次産業従事者はもとより、第二次産業従事者は年々減少しています。高度成長期の末、石油危機が起こった1973年には農業従事者の比率は10%を割り、工業化、都市化は一応の完成を見たわけです。新中間層の論議が起こってきたのもこのころです。中流意識を持った国民が全体の9割を占めるという状況まで発生しました。この現象は、国民各層が等しい収入を得、必要な物質的必需品を買いそろえることができるようになったことを物語っています。

つまり、国民にとっては、終戦から高度経済成長までの主題は、所得倍増、豊かさ、平等でしたが、80年以降は、個性化、多様化、あるいは公正・公平が市民の主要な意識になってきております。私がかねがね指摘していることですが、この全市民に占めるサラリーマンなどの勤労所得者、第一次産業従事者などの比率の報告を求めるとともに、大きな比重を占める勤労所得者に対する今後の公正・公平な施策の実施を求めたいと思います。

以上。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 北出議員の質問中でありますけれども、発言の中に事実と明らかに違う発言がありますので、提起をして議事録からの削除を求めたいと思います。

その内容については、いわゆるH議員が林議長であると断言しておるわけでありますけれども、我々その代表者会議での議論の中身は、その当時委員長をしておったのは林議員だということは確認されましたが、新聞記事の中にあるH議員が林議員だという確認はされておりませんし、この間

題については以前にそういう委員会が持たれて、いわゆる「ニュースせんなん」にも出向いて、それは事実と違うということを明確に「ニュースせんなん」も言っとるわけですから、何かその当時やっておる林産業建設常任委員長が新聞の中にある、いわゆるH議員にお金を渡したんじゃないかということは全く関係ないわけですから、これは別の議論でございますので、それをあたかも林議員がそのH議員という形で疑惑を持たれておるのが、即イコールその当時委員長をしておるということを、確認したことを歪曲してといいますか、結びつかないものを結びつけてそういうふうにごの本会議場で言い切るといのは問題だと思います。本人もそのことは否定しとるわけですから、そういう問題をこういう本会議場で断定して言うといのは問題だと思いますので、議長におかれましては、この問題を削除していただきたいと。（発言する者あり）だから、発言があれば手を挙げて、ちゃんと議事録に残る形で言ってくださいね。巴里さんも山内議員も、どうぞ。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 和気議員。

13番（和気 豊君） ただいま小山議員からもありましたように、私もこの問題でいろいろ事実関係を調査もいたしました。問題は、きょうの発言の中でH議員が林議員だと唐突に断定をされている。いやしくも公式の場、本会議場でありますから、当然そのよってきたる根拠、これを明確にした上でされるべきであって、あの記事からすれば、当然金品の授受がマンション建設に絡んで業者側からあったと推測されるという記事ですから、その推測記事をとらえて、いかにも事実があったかのように断定をされるということは非常に大きな問題である。今後の議会運営に大きな禍根を残す問題でありますから、この点については明確に議事録からの削除と、同時に、この発言をされた北出議員に明確な態度をみずからおとりになるように求めたいと思います。

以上です。

〔嶋本五男君「議長」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいま北出君の発言についてちょっと問題になってるんですけども、私、ちょっと原稿も何も見てないんですけども、

ちょっと横で見せていただいているんですけどね、疑惑があるとは何とも言うておりませんですよ。ただ、代表者会議で当時の産業常任委員長Hというのは林議員だということをお認めになったと、こういうことで、何にも疑惑があるとも何とも言うてません。ただ、代表者会議でそのような論議があったことは事実です。

今、和気議員がおっしゃるとおり、その新聞でうちが特設委員会を持ったことも事実なんですよ。議会全会一致で特設委員会を持ったことも事実なんです。だから今、北出議員があなたに疑惑があるということを一言も言うてませんよ。ただ、代表者会議でこの当時の常任委員長Hというのは、林議員ということがわかりましたということ言うてだけのことで、疑惑ということは1つも書いてないと思いますよ。

その点は理解しといてもらわんことには、ちょっと議事進行にかかわりがあるので、何でしたら一たん休憩をとって、代表者会議等を開いてもらっても結構ですよ。

〔小山広明君「議長、議事進行で。私の発言に誤解があるようですよから」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） H議員というのは新聞に書かれてる、そういう問題があったと書かれとるんですね、新聞では。それは認めるでしょう。そして、当時産業建設委員長を何年から何年にやっていたのは今現在の林議長であるというのは確認されたんですよ。だからH議員というのは、いわゆるマンション建設に絡んで地域対策としてお金を配った相手だと推測されてるという新聞記事があるわけです。だから、H議員というのは、そういうように位置づけられとるんだから、そのことと、その当時産業建設常任委員長をやった林議長と結びつけるものはないんですよ。それをあなたはH議員を林議員であることが判明したというように言い切っておるから、H議員と言ったときに、北出議員が言うときには、新聞で書かれておるいわゆるH議員として示されている内容を言っとるわけでしょう。それが即現在の林議長であるというふうに結びつけるのは、明らかに事実と違うでしょう。その当時、委員長をしとったのは林さんですよ、間違いなく。しかし、新聞の中で書いてあるマンション建設に絡んで疑惑があるといったHとは全然無関係なんです。これ何も関係性はないわけですよ。そこを北

出君にもきちっとやっぱり説明をしてもらいたい。私はそう理解したんです、聞いてってね。

だから、今嶋本さんが言うように、何もH議員に疑惑があるとは言っていないと言うけど、H議員に疑惑があるというのは新聞が言っとるんですよ、新聞が。（「そうや、そうや」と呼ぶ者あり）そうでしょう。認めとったらそれでいいんだけどね。新聞は疑惑があると言っとるのは、このH議員ですよ。しかし、その当時の産業建設常任委員長は林議長であるということとは別でしょう、これ。（巴里英一君「何で別や」と呼ぶ）いやいや、私はそういうふうに言ったんだから、あなたがH議員に疑惑があるとは言っていないと言うけど、そうじゃない。H議員に疑惑があると言っとるのは、新聞が言っとるんですよ。だからちゃんとそれは、私はそういう意味で言っとるんだからね。新聞の中のHと、その当時産業建設常任委員長をやった林さんとは全然関係ないわけです。

議長（林 治君） 小山議員、恐れ入ります。

〔嶋本五男君「議事進行で」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 先ほど記事の内容に触れて、和気議員も推測されると書いておると、こういうことが問題になるのはおかしいと、こういうようなお話もあったんですけれども、この推測されるという記事で、当議会が特設委員会をつくったことは事実でしょう。だから、私は何もその中で解明されたんならいざ知らず、その中で何らの解明も得ぬままに終わってるといふことなんです。だから、私は本会議でやることには問題があるんで、暫時休憩して代表者会議等でやったらどうですかと、このように申し上げてるんでね、それは議長の判断で結構です。

議長（林 治君） 暫時休憩いたします。

午後5時48分 休憩

午後7時 6分 再開

議長（林 治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

現在、北出議員の一般質問の途中でございますが、先ほどの北出議員の発言の処理につきまして、私のことについて述べられている部分がありましたので、この問題についての一定の時間が必要でございますので、本日の議事はこの程度にとどめ延会とし、来る17日午前10時から本会議を

継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る3月17日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後7時7分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長

林 治

大阪府泉南市議会議員

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

上 野 健 二